

# 再 見 解 書

淀江産業廃棄物管理型最終処分場  
事業計画書に係る関係住民の再意見書に対する再見解

平成29年8月

公益財団法人鳥取県環境管理事業センター

- ・再見解書：鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（平成17年鳥取県条例第68号）第12条第1項の規定に基づく見解書に対して、関係住民の皆様から再度提出された御意見に対し、再度見解を示したものです。  
関係住民の皆様から提出していただいた見解書に対する再意見のうち、地域における生活環境の保全上の見地からの事業計画についての意見に該当すると判断した御意見に対し、その見解をとりまとめています。なお、それ以外の御意見及びその回答については、【参考再意見】・【参考再回答】として記載しています。
- ・見解書番号：見解書における通し番号（[1]～）を記載しています。
- ・分類：見解書における分類を記載しています。
- ・意見・見解：見解書に記載したものです（再意見等があったもののみ）。
- ・再見解書番号：提出された再意見ごとに、対応する見解書番号に枝番を付して記載しています（[1-1]～）。
- ・再意見：再意見書に記載されているとおりに転記しています。ただし、誤字・脱字はセンターの判断で修正しています。また、個人情報等については一部伏せています。
- ・再見解：頂いた再意見に対し、センターの再見解を示しています。

見解書番号	分類	意見	見解	再見解書番号	再意見	再見解
[1]	計画地	<p>1. 科学的に立地選定について検討を行い、そのプロセスを地元住民に示すべきである。なお直下流に小波上の泉、付近に福井水源のある淀江産廃地点は避けるべきである。</p> <p>本来地点は、選定の対象区域から優良候補地複数個所について科学的に総合評価を実施して決定すべきである。また地点選定について積極的な情報公開によって住民との相互理解を図っておく必要がある。(参考 都市清掃 2010. 11 社団法人全国都市清掃会議刊)</p> <p>センターの瀧山理事長は、米子市議会全員協議会(平成26年2月21日)において、地点について説明した。(資料1) その中で瀧山理事長は、環境プラントが産廃計画地の約50%を占める米子市有地の使用承諾を得ていないにも関わらず、環境プラントが土地の権限を持っていると説明し、さらに西部地区であればどこでも当てはまる後付の理由を述べている。</p> <p>また科学的に地点選定について検討していないため、それを関係住民に示せず住民との相互理解が図られていない。</p> <p>なお産廃業務に携わる行政関係者等のバイブルと称される「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領2010改訂版 社団法人全国都市清掃会議」には用水の水源、取水位置が直下流にある地域は避けるべきとされている。直下流に小波上の泉、付近に福井水源のある淀江産廃地点は避けるべきである。</p> <p>以上について県及びセンターの見解を個別に求めます。</p>	<p>・選定基準として、国や県で定められたものはありませんが、最終処分場の構造基準は定められており、この構造基準に定められた処分場の設置が可能な場所であることが、候補地の基本的な要件と考えられます。</p> <p>この基本的な要件から、選定には次のような観点が必要と考えています</p> <p>①必要な面積・容量の確保が可能であること</p> <p>②各種法的規制について、問題がないこと</p> <p>③地震など災害危険性について問題がなく、施工上も課題が少ないこと 等</p> <p>・センターでは、平成15年度にこれらを踏まえた選定方針を作成し、候補地探しに努めていたところ、環境プラント工業から淀江候補地の提案がありました。この候補地を選定基準に照らし確認したところ、処分容量の確保、法的規制、災害危険性や施工等に問題はなく、適格性を有していると判断されることから、候補地としたものです。このうち、災害危険性や施工性について問題がないことは、隣接地で一般廃棄物最終処分場が長年にわたり適切に管理運営できていることから判断できるところです。</p> <p>この選定理由については、地元への事前説明会の段階から、配付資料に要点を記載するとともに、説明の中でも言及しています。</p> <p>・米子市議会全員協議会での発言は「環境プラント工業が、将来的に一般廃棄物の処分場としても利用できるよう用地、土地の権原をお持ち」と発言したもので、産業廃棄物処分場としての土地利用の権原がある旨の発言はしていません。また、選定理由も一般廃棄物処分場の隣接地であること等が理由であると説明しており、西部のどこでも当てはまる理由でも後付けの理由でもありません。</p> <p>・当処分場の地下水汚染防止対策として、2重の遮水シートにペントナイト混合土層を加えた3重の遮水構造、電気的漏えい検知システム及び処分場周縁地下水の定期検査による多重の安全対策(マルチバリア)を講じる計画です。県も定期的に立入検査や水質検査を行うことから、浸出水の地下水汚染による水源等への影響はないと考えています。</p>	[1-1]	<p>①科学的の立地選定について検討を行い、そのプロセスを地元住民に示すべきである。なお直下流に小波上の泉、付近に福井水源のある淀江産廃地点は避けるべきである。以上について、再度見解を求める。</p> <p>②見解書に記載の選定の観点に、水源との位置関係を記載していない。その理由を示されたい。</p> <p>③センターの定めた平成15年選定方針では水源の上流には位置しないことを条件としている。これについて見解書において付言しなかった理由を示されたい。また、平成15年選定方針に当該地が適合すると考える根拠を示し、見解を示されたい。</p> <p>④産廃業務に携わる行政関係者等のバイブルと称される「廃棄物最終処分場整備の計画・設計管理要領2010改訂版 社団法人全国都市清掃会議」には用水の水源、取水位置が直下流にある地域は避けるべきとされている。従って直下流に小波上の泉、付近に福井水源のある淀江産廃地点は避けるべきである。見解書では、これについて付言していない。再度見解を求める。また付言しなかった理由を示されたい。</p> <p>⑤選定の対象区域から優良候補地複数個所について科学的に総合評価を実施して地点決定すべきである。(参考 都市清掃 2010. 11 社団法人全国都市清掃会議刊)</p> <p>淀江産廃については、この考え方により米子西部区域から優良候補地複数箇所について科学的に総合評価を実施して地点決定したかどうか、それを証する書面を添付の上回答されたい。</p> <p>⑥見解書に記述の米子市議会全員協議会は、平成24年開催のものと思われる。平成20年5月開催の理事会で地点を決定しており、その理事会に出席した米子市角副市長は、地点について地点評価の説明がなかった」と述べている。平成20年5月の理事会で地点決定しながら、なぜ地点選定理由について説明しなかったのかその理由を示されたい。</p> <p>⑦地点は、平成20年5月理事会で決定している。その時点までには、立地選定について科学的に検討を終了していなければならない。見解書では「環境プラント工業から淀江候補地の提案がありました。この候補地を選定基準に照らし確認したところ、処分容量の確保、法的規制、災害危険性や施工等に問題はなく、適格性を有していると判断されることから、候補地としたものです。」と記述している。その判断の基礎となった当時の書面を添付の上、時系列的にその判断のプロセスを示されたい。</p> <p>⑧平成20年11月25日開催された米子市全員協議会で奥谷理事長は、米子市議からの地点選定に関する質問に対し「私どもが、倉吉なり岩美と交渉は非常に厳しい状況の中で、環境プラントさんも産業廃棄物を手がけてみたらという思いが合致して、こういう今のような形になったわけでありまして、それは偶然といえば、偶然なのかもしれません。」と述べている。この発言は、地点は、産廃の実現を目指す県やセンターと環境プラントの談合により決定したことを如実に示している。地点決定の約半年前の平成19年11月28日開催の県議会に於ける村田議員と平井知事の質疑(資料1参照)で明らかになった次の事実は、談合で地点決定したことを裏付ける。これについて県・センターの見解を示されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・センターはその前年の平成18年11月に県に対し、民間事業との連携のもと、処分場建設に取り組む場合における建設費等の支援を要請していること。</li> <li>・翌年の5月の地点決定の理事会の前に、センターと環境プラントは、一緒になって立地に向けて動きを行っている真っ最中であったこと。</li> </ul>	<p>・立地選定の検討については、見解書[1]第2段のとおりであり、環境プラント工業からの提案を受け、水源地の状況も含め基本的な要件を確認し、適切なものと判断しました。</p> <p>候補地選出にかかる基準では、処理水の放流先が飲用水源の直近上流に位置しないことを比較検討基準のひとつとしたものであり、放流先の塩川に飲用水源が無いことを確認しています。</p> <p>なお、地下水については、福井水源への影響を懸念する御意見があったことから、調査を行い、これまで御説明しているとおり、計画地直下の地下水が福井水源の方向に流れないことを確認するとともに、小波上の泉と計画地直下の地下水は涵養源が異なるものと示唆されるとの結果を得ているところです。</p>
				[1-2]	<p>⑨環境プラントが保有する土地の権原を証する書面を添付の上、具体的にその内容を示されたい。センターは「環境プラント工業が、将来的に一般廃棄物の処分場としても利用できるよう用地、土地の権原をもっていることが、産廃の地点選定の要素になっている」旨の説明している。一般廃棄物の処分場として利用できるよう用地、土地の権原を持っていることが、なぜ産廃の候補地とすることに結びつくのか意味が不明である。説明を求める。</p>	<p>・計画地の状況等を説明をする上で、土地利用についての権原の状況を説明したものです。</p>

見解書番号	分類	意見	見解	再見解書番号	再意見	再見解
				[1-3]	<p>⑩見解書では「隣接地で一般廃棄物最終処分場が長年にわたり適切に管理運営できていることから判断できる場所です。」と記述しているが、この判断の裏付けとなる事実をいつ、だれが、だれから入手したのか示されたい。</p> <p>また、センターのウェブでは「このたびの計画地は、環境プラントが20年以上にわたって事故や環境上の問題を起こすことなく運営してきた一般廃棄物最終処分場の隣接地・・・」と説明しているが、これについていつ、だれが、だれからこれを確認したのか示されたい。</p> <p>⑪環境プラントは、現在地で産廃計画が明らかになった平成20年5月以前に、地元は無断で約770トンの不燃物残渣を仮置きしていた事実が発覚し地元住民は驚愕した。その後、更に3,000トンから4,000トンの不燃物残渣を仮置きとして山積した。(資料2 参照)</p> <p>この事実からも、環境プラントは、持ち込みではならない不燃物残渣を密かに持ち込み、さらに大量に仮置きとして持ち込むなど最終処分場の運営者として、適正さに欠ける。問題を起こすことなく運営してきたなど言えるものでない。以上の事実があってもなおセンターが、「環境プラントが隣接地で一般廃棄物最終処分場が長年にわたり適切に管理運営出来ている」と評価する理由を示されたい。</p> <p>なお、この不燃物残渣を外部に持ち出すのではなく、現地に残置し、その見返りに多額の行政費用を伴う措置が取られることとなった。この解決が、環境に対し問題のないものであると評価できるかどうか見解を示されたい。</p>	<p>・隣接の一般廃棄物最終処分場について、周辺の生活環境に支障が生じるような事故を起こすことなく運営してきたものと認識しており、このことについては、事業主体である環境プラント工業、廃棄物処理法上の許可権者である県及び一般廃棄物の処理委託者である鳥取県西部広域行政管理組合に確認しています。</p> <p>・なお、不燃物残渣の仮置きに関しても、関係者との協議の下に対応したものであり、周辺の生活環境に支障を生じたような事実はないものと県、西部広域行政管理組合及び環境プラント工業からお聞きしています。</p>
				[1-4]	<p>⑫「当処分場の地下水防止対策・・・」の見解は、当方が求めた意見に無関係である。なぜ記述をしたのかその理由を示されたい。</p>	<p>・浸出水の地下水汚染による水源地等への影響がないことを説明したものです。</p>
[2]	計画地	(参考) 地点選定に関するセンター瀧山理事長ほか関係者の発言は以下のとおりであり、環境プラントが自己都合で産廃に手を上げたことや、科学的な立地選定がなされていないことを示している。	<p>・地点選定の経緯等については[1]の回答のとおりであり、適切に検討しています。</p>	[2-1]	<p>適切に検討しているとの左記の見解書の内容を裏付ける書面を添付し、時系列的に地点選定の経緯を説明されたい。</p>	<p>・見解書[1]のとおりです。</p>
[3]	計画地	(1)平成20年5月30日開催された米子市議会全員協議会において、鳥取県環境管理事業センター理事会に出席した米子市角副市長(センター理事)は、市議会議員から「米子市で候補地として上げるに当たって専門的機関の評価を受けているかどうかについて」と質問されたことに対し、「鳥取県環境管理事業センターにおきましては、従来優先候補地の検討ということで立地評価基準を設けておられます。これは集落周辺の周辺環境への影響だとか、地形、地質の問題とか法規制の問題だとか搬入路等の問題だとかいろいろあるわけではありますが、今回につきましては、特段の説明がございませんでしたので、私の受け止め方は、なされていないというふうに私は受け止めました。」旨の回答をしている。	<p>・土地選定の評価については[1]の回答のとおり、適切に行っています。</p>	[3-1]	<p>地点決定をした平成20年5月開催の理事会に先だって、科学的な検討がなされていないなければならない。平成20年5月のセンターの理事会に出席した角米子市副市長は、意見書で指摘したとおり、「地点選定について特段の説明がございませんでしたので、私の受け止め方は、なされていないというふうに私は受け止めました。」旨の回答をしている。</p> <p>平成20年5月開催の理事会に先立ち検討したのであれば、それを証する書面を添付し、その内容を示されたい。</p> <p>また、平成20年5月の理事会以降開催の理事会で、地点選定理由について説明したならば、その理事会の開催月日と説明内容を示す書面を添付し、説明されたい。</p>	<p>・再見解書[2-1]のとおりです。</p>
[4]	計画地	(2)平成20年11月25日開催の米子市議会全員協議会で、センターの当時の奥谷理事長は「私どもが倉吉なり岩美との交渉は非常に厳しい状況下の中で、環境プラントさんも産業廃棄物を手がけてみたらという思いと合致して、こういう今のような形になったわけですから、それは偶然といえば偶然なのかもしれませんし、」と答えている。これは正に地点は、県、センター、環境プラント等の「談合」で決まったことを物語っている。	<p>・地点選定の経緯等については[1]の回答のとおりであり、全員協議会での発言内容もこれに合致したものです。</p>	[4-1]	<p>「地点選定の経緯等については[1]の回答のとおりであり、全員協議会での発言内容もこれに合致したものです。」との左記の見解書の記述を裏付ける事実とその内容を示す書面を添付し、時系列的に説明されたい。</p>	<p>・再見解書[2-1]のとおりです。</p>

見解書番号	分類	意見	見解	再見解書番号	再意見	再見解
[5]	計画地	<p>(3)平成28年10月23日大和公民館での合同説明会で、上記(1)、(2)を指摘し、地点選定が適切になされていないのではないかという質問をしたところ、センターの瀧山理事長は、「その後、地点選定について検討した」旨の答弁をした。そこで、この検討資料並びに地点決定に関する起案・決定文書の公文書開示請求したところ、センターは関係文書不存在との回答であった。この回答によりその後地点選定について検討をしていなかったことが明らかとなり、合同説明会での理事長の答弁は、虚偽発言であったことが判明した。(理事長は県職員時代にも、でまかせ発言や強弁をしている。(例 2001.8.10日経コンストラクション掲載のインタビュー記事「施工能力がないのは知っていたが丸投げに当たるとは思わなかった」を参照。)</p> <p>ほかにも、瀧山理事長は、80歳前後の高齢者から家族不在の中で、同意書を受領し、後に返却した経緯や、「説明会は好きでやっているのではない」との自己の発言に対する弁解内容は、こじつけであり説得力がない。</p>	<p>・地点選定の経緯等については「1」の回答のとおりです。</p> <p>・文書開示は請求のあった文書について行うものであり、請求の内容に合致する文書が存在しなかったため不存在と回答したものです。</p> <p>・日経コンストラクションのインタビューでの発言は、インタビューの話題となった事案に当時からかかわっていた職員の意識について、建設業法を所管する立場から述べたものです。なお、当該事案について当初の意思決定には、センター理事長は他部局で勤務しており、関与しておりません。</p> <p>・高齢者からの同意書受領については、事前に訪問の連絡をし、訪問時にはご家族にご相談の上回答していただければ良いことも説明し、その上で同意書をいただきました。その後、御本人から同意書返却のお申し出があり、同意書はお返ししたもので、不適切な行為は一切行っていません。</p> <p>・説明会についての発言は、10月23日の説明会の運営について議論している際、12時間にも及ぶ尋常ではない会になったことに対して発言したものです。</p>	[5-1]	①平成28年10月23日大和公民館での合同説明会で、上記(1)、(2)を指摘し、地点選定が適切になされていないのではないかという質問をしたところ、瀧山理事長は、「その後、地点選定について検討した」旨の答弁をした。その後検討した事実と検討の内容を示す書面を添付して検討時期を含めその内容を示されたい。	・再見解書「2-1」のとおりです。
				[5-2]	【参考再意見】 ②日経コンストラクションのインタビューの瀧山氏の発言内容「施工能力がないのは知っていたが丸投げに当たるとは思わなかった」、また「施工能力がなくても、監督できると判断して発注した。」などは、当時の鳥取県土木行政の実態を如実に表しており、一読に値する。当時のこのインタビュー記事の瀧山氏の強弁は、広く行政・建設関係者の耳目を集め、鳥取県の名を天下に著しく高めることに貢献したと想像するに難はない。 なぜインタビューに応じたこのような無様な発言をしたのかその目的・理由を示されたい。(また、この事案の意思決定の関与などについては、当方が提出した意見と全く無関係なことで、見解書で述べる必要はない。またもや不要且つ見苦しい自己弁護に熱心であることが露呈した。敢えて述べた理由を示されたい。)	【参考再回答】 ・事業計画に全く無関係な御意見ですので回答は差し控えます。
				[5-3]	③意見書では「同意書について、高齢者自身に取り扱いを依頼したこと自体が問題であり、その上、一度も同居の家族と面会することなく、同意書を受領したことが不適切である」との趣旨で指摘したものである。再度見解を示されたい。	・見解書「5」第4段のとおり不適切な行為は行っていません。
				[5-4]	④平成28年10月23日大和公民館での合同説明会は、主催者のセンターから休憩の提案も無く、飲まず食わずの約12時間(午後13時30分から翌日24日の午前1時過ぎまで)の説明会であった。説明会の運営権はセンターにあり、このような不手際な説明会となったことは、説明会的主催者であるセンターの責任である。 瀧山理事長は一時的に、呂律が回らなくなり、発言の内容が聞き取れなかったため、参加者から失笑や瀧山氏の健康状態を懸念する声が漏れた。一方、居居りと感じられる説明者や、質疑中に自在に離席し、頻りに姿を消す不真面目な県の幹部もいた。 嫌悪施設の設置については、どんな場合でも関係住民の理解を得るためならば、説明会が好きとか、嫌いとかを述べることなど許されないことである。これは、民間の事業者なら考えられない暴言であり、嫌悪施設を持って来られる地元住民にとって失礼千万である。 地元住民の不安や懸念の声は全て聞き、それについて丁寧に説明するという姿勢こそ、事業者であるセンターに求められる。これについて見解を示されたい。 県とセンターは、この説明会の続きは、後日再開すると参加者に約束しながら、その約束を反古にした。その理由を示されたい。 またこの説明会ではセンターは、今後理事会の開催については、予め各関係自治会を通じて文書で自治会員に通知することを約束しながら、それを実施していない。その理由を示されたい。	・説明会についての発言は、10月23日の追加説明会において、参加者から要求を認めない限り会は終わらせない等の発言があり、また、6自治会の希望者を対象の説明会にもかかわらず、対象者以外の方が多く来場されたため、傍聴を認めたところ、傍聴者からの発言が相次ぐなど、深夜に及ぶ尋常でない会議であったことに対し発言したものです。 ・事業計画については、条例手続前から事前説明会を開催するなど丁寧に対応してきており、条例手続に入ってからでも、提出された意見に対し、見解書はもちろん、参考回答書も作成し回答しています。また、条例に規定のない再意見書の提出、再見解書の縦覧など、住民の皆さまの御理解が得られるよう、丁寧な対応を心がけています。 ・追加説明会の続きの説明会の開催については、開催要件をお示しし協議させていただきましたが、受け入れていただけませんでした。その際、関係の方に、条例手続に進むことを御説明しています。 ・産廃処分場計画に直接関係するセンターの理事会の開催については、6自治会にはお知らせしています。
[6]	オープン型	<p>1. 事業主体が変更(平成27年3月)となったとき、「淀江産業廃棄物管理型最終処分場の整備に係る検討状況について」との文書を、循環型社会推進課が平成27年8月21日に提出している。その中に「2 一次報告に対する県の指示について④現計画を補完するだけにとどまらず、より安心・安全な施設となり得る計画がある場合は、それらも含めて幅広く検討したうえで、最良の方法を選択し、事業計画を作成する事」と求めている。</p> <p>平成20年5月に事業センターは、理事会で淀江町に処分場を造ることを決定し、どのような処分場にするかを検討した際、事業センターは「クローズド型」を業者委託で検討している。しかし、平成24年に整備方針を決めた時には、環境プラントが提案している「オープン型」が「経済</p>	<p>・近年、建設・供用された全国の管理型最終処分場について、クローズド型が主流という訳ではありません。また、オープン型・クローズド型のどちらにもそれぞれの特性があり、個別に選択する必要があるものと考えています。</p> <p>・今回の事業計画の作成に当たっては、双方の型式の特徴や維持管理面などに関する知見の収集、他のオープン型・クローズド型各々の整備済み処分場の視察、コンサルタントへの確認、専門家の意見等を基に、当処分場の土地は廃止後に土地所有者に返還する必要がある等の事業特性と地域特性を勘案し、センターとして検討の上、次の理由によりオープン型を選択したものです。</p> <p>①オープン型は設置実績が全国で1700件以上と多く、技術的知見が蓄積されて</p>	[6-1]	私たちの調査ではクローズド型処分場は平成10年に初めて建設されたと聞いており、クローズド型が主流ではないと言われるが、公共関与の処分場で、この10年間のオープン型・クローズド型処分場形式の計画を含めての数をお示しください。栃木県、高知県、熊本県、鹿児島県、沖縄県などクローズド型となっています。近年、住民の環境意識が高まり、より安全な処分場を提案しないと理解してもらえないために、クローズド型が増えているとの指摘がされています。 オープン型・クローズド型のどちらにもそれぞれの特性があり、個別に選択する必要があると述べておられますが、淀江産廃処分場では、オープン型でよいとされる理由をお示し下さい。	<p>・過去10年間(平成20～29年)における公共関与の産業廃棄物最終処分場の稼働・計画数は、当センターが調べたところによると、オープン型が8施設、クローズド型5施設です。</p> <p>・当処分場がオープン型を選択した理由は、見解書「6」前段・中段のとおりであり、当処分場の土地は廃止後に土地所有者に返還する必要があること等も勘案して検討した結果です。</p>

見解書番号	分類	意見	見解	再見解書番号	再意見	再見解
		<p>性等の優位性」から採用された経緯がある。</p> <p>近年建設される他県の管理型最終処分場は、環境保全上の面から、より安全である「クローズド型」が主流となっています。事業全体が変更となって「別案」が検討された際、なぜ当初事業センターが検討された「クローズド型」が提案されなかったのか。鳥取県からも「現計画を補完するだけにとどまらず、より安心・安全な施設となり得る計画」が求められていたにもかかわらず、環境プラント工業の設計ミスの修正計画にとどまった事は「より安心・安全な施設」とは言えません。</p> <p>私たち関係住民にとっては、生活の場である建設計画周辺が産廃処分場の建設によって環境が壊され、人体に被害があるようなことになっては大変です。再度、より安全と言われる「クローズド型」を検討されることを提言します。</p>	<p>います。このため、ゲリラ豪雨を含めた自然環境等に対しても十分に安全確保ができると考えています。</p> <p>②当計画でもゲリラ豪雨に対し適切な対応をとることとしています。</p> <p>③クローズド型は設置実績が70件程度で廃止事例もなく、技術的知見の蓄積がオープン型と比べ十分でないと考えています。</p> <p>このオープン型の最終処分場を適切に設置し、適切な維持管理を継続して徹底することにより、周辺の生活環境に支障が生じないように取り組んでいきます。</p> <p>・なお、平成24年における環境プラント工業を事業主体としたオープン型の採用は、単に経済性のみによるものではなく、総合的な検討の結果として選択されたものです。</p> <p>また、「環境プラント工業の設計ミスの修正計画」との指摘は事実とは異なり、そもそも設計ミスはなく、事業主体の変更に伴い、既設一廃処分場の埋立工程への影響回避等のために埋立の順序を変更したものです。</p>	[6-2]	<p>1700件以上の設置実績のことを力説されますが、処分場が50年以上経過している既設処分場が安全であるかどうかについて、処分場名を回答ください。遮水シートの耐用年数は50年くらいと回答されたことがありますが、もし耐用年数が過ぎた時にどう影響するのかが問題です。1.5ミリメートルの遮水シートは負荷がかかればすぐに破れ、山梨県では稼働後4年で現実に事故は起きています。50センチメートルのベントナイト混合土も、水が入り始めたら吸収して膨張し、下の遮水シートに負荷がかかり破れると言われております。</p> <p>また、ゲリラ豪雨について述べられておりますが、オープン型よりクローズド型の方が安全なのは誰が見ても明らかです。</p> <p>私たちの世代だけではなく、子、孫の代に影響し水が使えなくなるのではないかと心配しているのです。実績件数の問題ではありません。</p> <p>有害な廃棄物を埋立てるなら、永久的に安全管理をしていくのが公共関与の処分場だと思いますがご返答ください。</p>	<p>・遮水シートの耐久性については、福岡高裁の判例や試験報告を踏まえると少なくとも50年以上あると考えています。また遮水シートは最終処分場に使用することを想定し、十分な耐久性を有するよう設計されていること、また全国的にも実績があることから、負荷によりすぐに破れるというものではありません。当処分場では、見解書[111]第1段・第2段のとおり、地下水汚染対策に万全を期する計画としています。</p> <p>・当処分場における下部の遮水シートについては、埋立廃棄物、覆土、埋立地内の水分及びベントナイト混合土等の重量を常に受けることを前提に設置しますので、万が一上部遮水シートから浸出水が漏水した場合でも、吸収した浸出水により増加したベントナイト混合土の重量によって、下部遮水シートに負荷がかかり破損することはありませんし、そのような事例も承知していません。</p> <p>・山梨県の事例については、処分場の施工過程において、漏れい検知システムの鋼線交点部に瞬間的に強い荷重が作用して上部シートに微小な損傷が発生し、検知システムが作動しましたが、浸出水が漏れいした形跡はなく、地下水モニタリング結果にも異状がないことから、施設の安全性は保たれているとされています。</p> <p>・オープン型とクローズド型の処分場については、見解書[6]前段・中段のとおり、どちらにもそれぞれの特性があり、当処分場においては、ゲリラ豪雨への対応も含めて総合的に勘案しオープン型を選択したものです。</p> <p>・当処分場における搬入検査については、見解書[17]後段のとおり厳重に行うこととされています。処分場の廃止及び廃止後の跡地については、見解書[66]のとおりです。</p>
				[6-3]	<p>【参考再意見】</p> <p>◎平成24年2月に以下の内容で「事業主体を環境プラント、公共関与を事業センターが行う事業提携方式」を理事会で決定。</p> <p>①環境プラント案の「オープン型」は必要支援額が19,500円/t、事業センター案の「クローズド型」の必要支援額は26,300円/tと環境プラント案が安価でありオープン型に決定</p> <p>②環境プラントが事業主体になると借地料66百万円で済み、事業センターが事業主体の場合、借地料155百万円、委託料1203百万円、国から補助金450百万円で908百万円となり環境プラントの事業主体の方が安価である</p> <p>③地権者の一人である環境プラントが、自社で事業実施することに強い意志を持っている</p> <p>④50年にも及ぶ長期事業計画の経営リスクを環境プラントがとり、企業努力（民間ノウハウ）による維持管理費の軽減が見込める</p> <p>⑤環境プラント主体の方が、国庫補助手続きがないため処分場を早期に移働できる</p> <p>との理由で、理事会において環境プラント工業が事業主体となることが決まった。オープン型選定の件は、理由①で、安価であるとのことで決まったと説明されている。それ以外に総合的な要素があるなら示してください。</p>	<p>【参考再回答】</p> <p>・環境プラント工業が事業主体の処分場計画におけるオープン型の選択は、当該事業主体が主体的に判断したものと承知しています。</p>
				[6-4]	<p>【参考再意見】</p> <p>平成27年8月21日に、循環型社会推進課から「淀江産業廃棄物最終処分場の整備に係る検討状況について」という文書には、1. 検討作業に係る一次報告について（一次報告の概要）・上部擁壁の基礎地盤は埋め立て廃棄物であり、構造物の安全性確保の観点から十分な配慮が必要であり、地盤改良が必要な場合は遮水シートへの余分な負荷・破損リスクにも配慮が必要。また下部擁壁の遮水シートを施工する際にも十分な配慮が必要。このため、「区画割擁壁」に替わる案を検討することも必要と報告され、別コンサルタントが3900万をかけて「区画割擁壁」ではない案に設計変更しているではありませんか。事業主体の変更がなく、そのまま建設・稼働されていたらこの処分場は大変な被害を住民にもたらしていたこととなります。これが「設計ミス」でなくて何でしょうか。設計ミスの計画書に県民の税金である補助金が、すでに4600万円も投入されていたのです。</p> <p>事業センターの案に、県も認めて予算（県民の税金）をつけるなど組織ぐるみと言われても仕方ありません。「設計ミス」でないと言われるなら丁寧に説明ください。</p>	<p>【参考再回答】</p> <p>・一次報告は、事業主体が民間事業者から公益財団法人である当センターに変更されたことを考慮し、当センターとしてふさわしい事業計画とする観点でコンサルタントに検討を委託したときの中間報告であり、設計ミスを指摘したものではありません。</p> <p>・なお、区画割擁壁をとりやめた理由は参考回答書[361]後段のとおりです。</p>
				[6-5]	<p>（この部分の意見は、当方が提出したものでないがセンターの見解について意見を提出する。）</p> <p>①コンサルタントへの確認は、どのコンサルタントの誰に、誰がいつ確認したのか、その確認内容を証する書面を添付して示されたい。</p>	<p>・今回の事業計画の作成に当たっては、当センターが平成27年度に業務委託した(株)エイト日本技術開発に対して、当該業務の一環として協議等により確認したものです。</p>

見解書番号	分類	意見	見解	再見解書番号	再意見	再見解
				[6-6]	②見解書では、「専門家の意見等をもとに」とあるが、専門家とは、だれで、いつだれがその意見を聴取したのかそれを証する書面をもって説明されたい。また意見等の等は、なにを示すか具体的に示されたい。	・専門家の御意見としては、今回の事業計画の作成に当たっては、当センターが福岡大学の専門家から、オープン型及びクローズド型の設置状況等について頂いた御意見を参考にしています。 ・御指摘の「等」とは、見解書[6] 前段・中段の事項以外にも書籍を参考にしたものです。
				[6-7]	③見解書では、クローズド型は採用できない理由の一つとして、当処分場の土地は廃止後に土地所有者に返還する必要があることを述べている。公共契約の開発協定さへも変更できるとするセンターが、この点に於いて際立ったコンプライアンスを守る組織体であることを示しており、賞賛に値する。何十年後の返還時まで、再交渉の余地が全くないかどうか不明であるが、クローズド型を採用し、返還時に上物を撤去すればよいのではないかと。これについて見解を示されたい。	・見解書[6] 前段・中段のとおり、クローズド型を採用した場合の屋根等の被覆施設の撤去に伴う埋立廃棄物の安定化への影響も含め、技術的知見の蓄積がオープン型と比べて十分でないことが、オープン型を選択した理由の一つです。
				[6-8]	④クローズド型は、オープン型に比較して新しい技術であり事例が少ないのは、当然である。近時の事例では、平成20年度以降に整備(着工)された最終処分場55箇所のうち、クローズド型は、22か所である。特に、環境問題に苦い経験を持つ熊本県は、当初一旦推進していたオープン型をクローズド型に計画変更をした。栃木県も同様に計画変更した。県・センターは新しい技術の導入に背を向け、両事例について実態調査さえ実施せず学ぼうとしない姿勢は、環境問題を懸念する地元住民に対する背信行為である。これについて見解を示されたい。	・御指摘の整備(着工)された処分場の数からも半数以上はオープン型が選択されていることとなります。 ・見解書[6] 前段・中段のとおり、当処分場については、クローズド型も含めた検討を行った上でオープン型を選択したものです。
				[6-9]	6)「双方の型式の特徴や維持管理面などに関する知見の収集、他のオープン型・クローズド型それぞれの整備済み処分場の視察、コンサルタントへの確認、専門家の意見」具体的にどのような情報を収集されたのか、どこの視察をされてどのような情報を得られたか、コンサルタントの見解(前のコンサルタントか?)を具体的に、どこの何という専門家のどのような意見だったのか、その判断に至る過程は最高責任者の知事も確認していることか?	・具体的な情報とは、それぞれの型式の設置、維持管理、廃止等における長所や短所についてであり、視察した処分場は、平成27~28年度に限ればオープン型が6箇所、クローズド型が2箇所です。 ・専門家の御意見については、再見解書[6-6] 前段のとおりであり、オープン型を選択した判断は、事業主体である当センターが行ったものです。
[8]	オープン型	5. 県・センターが学者等の専門家からなる検討会を設置し、埋め立て方式について検討しなかったのは、環境に対する配慮義務を果たしていない。またなぜ環境へのインパクトが少ないクローズド型を採用しなかったか。	・[6] 前段・中段と同じ回答です。	[8-1]	見解は回答になっていない。 県・センターが学者等の専門家からなる検討会を設置し、埋め立て方式について検討する方式を採用しなかったのは、環境に対する配慮義務を果たしたと言えない。なぜ専門家のいないセンター内部の中途半端な検討に終始したのかその見解を示されたい。	・当センターが埋立方式をオープン型に選択した理由は、見解書[6] 前段・中段のとおりです。 当処分場による周辺環境への影響に関しては、生活環境影響調査で調査・予測・分析した上で必要な環境保全措置を講じることとしており、周辺の生活環境に支障を及ぼすことはないものと考えていますが、その内容が適切であるかどうかについては、法令や県条例に基づき県等が確認することとなります。
[9]	オープン型	(1)センターは次の①、②の理由を掲げ、オープン型を採用したと説明している。この説明の根拠となる知見についてセンターに質問した。これに対する当方への回答(平成28年10月14日付)は、「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領2010年改訂版(公益社団法人全国都市清掃議会)」、「クローズドシステム処分場技術ハンドブック(オーム社)を参考にしています。」というものであった。しかし両文献によれば、下記の①、②を裏付ける記述はない。	・御指摘の文献については、検討材料の一部としたものです。	[9-1]	見解は回答になっていない。 意見書の記載の両文献のどの部分をオープン型、クローズド型の決定に当たって参考としたのか関係するページを特定して示されたい。	・見解書[9] のとおり、御指摘の文献の内容について、検討材料の一部としたものです。
[10]	オープン型	①オープン型は設置実績が全国で1,700件以上と多く、施設の設置運営にかかる技術的知見が十分に蓄積されています。このため、自然現象等に対しても適切な対策を講ずることによって、十分に安全が確保された施設とすることができます。なおクローズド型もありますが、国内では平成10年度に初めて導入され、設置実績は約60件程度で、廃止事例もなく、廃止確認要件等、未だ技術的知見が十分ではありません。(平成28年2月 関係自治会あてお知らせ文書)	—	[10-1]	国内の事例数を述べているが、先進国の実態を把握しているかどうか示されたい。	・当処分場の検討においては、我が国に設置された事例を参考にしたものです。
[11]	オープン型	②「クローズド型は廃棄物の飛散、臭気拡散防止が可能等のメリットがある一方、オープン型に比べ埋立容量が少ない、埋立物を安定化するための洗い出しが難しいなどのデメリットがあります。」(センターの平成26年3月7日付当方あて回答書)	—	[11-1]	センターがクローズド型のデメリットとして示している「安定化するための洗い出しが難しい」とする根拠を示す書面を添付して説明されたい。 これは、平成24年2月21日開催の米子市議会全員協議会において、瀧山氏は「人工的な水を散水をするという方式にすれば、当初の建設費は非常に高くなりますけれども、それは国庫補助金がもらえるのでそれを行ってやってはどうかというぐあいに考えたものでございます。」と述べていることと整合しない。これについて見解を示されたい。 栃木県は、クローズド型は、安定化するための洗い出しがコントロール出来るとして環境面に於けるメリットに挙げている。これについて見解を示されたい。	・見解書[6] 前段・中段のとおり、クローズド型の設置実績が70件程度で廃止事例もなく、技術的知見の蓄積がオープン型と比べて十分でないこと等を理由に、オープン型を選択したものです。 ・なお、理事長の当時の発言は、見解書[13] 前段のとおり、それぞれの方式のメリット及びデメリットについて述べたものであり、検討材料を説明したものです。

見解書番号	分類	意見	見解	再見解書番号	再意見	再見解
[12]	オープン型	<p>(2) オープン型、クローズド型について、学者等の専門家を入れた検討会を設置し検討したのかセンターに質問したところ、回答は、「お尋ねのような検討委員会は、設置していません。これまでお答えしたとおり、センター主体でも運営を含めて両者をセンター内部で比較検討し、理事会の承認をいただいて決定したものです。」というものであった。(平成26年4月4日付当方へ回答)</p> <p>熊本県では当初オープン型で進めていたが、知事が究極の安全を考えてクローズド型に計画を変更した。また栃木県でもオープン型からクローズド型に変更した。栃木県では馬頭最終処分場建設検討委員会(資料7)を設置し検討の結果「全国的にクローズド型処分場が増えてきたことや、昨今の異常気象等を考えると、クローズド型が良い考えである。」と結論づけている。(平成26年2月12日 議事録)なおオープン型とクローズド型について詳細な検討をしている。(資料8)</p> <p>県・センターが学識経験者等の専門家にクローズド型、オープン型について検討を依頼しなかったのは、環境への配慮を著しく欠く。</p> <p>以上について県・センターの見解を個別に求めます。</p>	<p>・[6] 前段・中段と同じ回答です。</p>	[12-1]	<p>近時、熊本県や栃木県は、当初オープン型で進めていたものを、環境面のインパクトを軽減するためクローズド型に変更したが、センターはこの2地点の現地の実態調査はしていないとの説明であった。</p> <p>少なくともこの2事例の実態調査を行わなければ環境に配慮したとは言えない。住民の希望者随行でこの2地点の実態調査を早急に行うべきである。これについて見解を示されたい。</p>	<p>・見解書[6] 前段・中段のとおり、オープン型に決定したものであり、住民の希望者随行で実態調査を行うことは考えていません。</p>
[13]	オープン型	<p>(3) 平成24年2月21日に開催された米子市議会全員協議会で、環境プラント■■■部長は、「ランニングコストを安くするために埋め立て処分場を区割りして埋め立てようと、それによって浸出水の発生量を抑えようという計画のもの処分場計画にしております。」と述べている。また瀧山理事長は、「当センターがクローズド型をしたいといいますが、まず最初に申しましたように、できるだけ同じ安全なものにするんだったら、冗長な、むだな支出をしないで、しかもきちんとした処理ができると、これが基本でございます。一番有利なのは、当方が考えましたのは、建物をつくらんと処理する水、これの維持管理費がかなりかかりますので、それをなるべく少なくする。そのためには上物をつくって雨が入らないようにして、人工的な水を散水をするという方式にすれば、当初の建設費は非常に高くつきますけれども、それは国庫補助金がもらえるのでそれを行ってやってみようかというぐあいに考えたものでございます。その考えたところと、それから環境プラント工業さんのほうが、先ほど部長さんの方から分割方式というような新たなアイデアもいただきました。全体に水が降って、それを全部処理水として処理するよりは、年間6,000トンずつ入ってくれば、それだけのところを何分割かしてそこだけをきちっと囲っておいて、その水を処理する。それを幾つかこうやって順番にしていけば、維持管理費が非常に安くなりますよということで、こういう今回の提案があった。」と述べている。</p> <p>これを要するに、センターは、クローズド型は国庫補助金がもらえるので、クローズド型を提案したが、環境プラントは、区割り方式を採用すれば維持管理費が非常に安くなると表明したので、センターは環境プラント案のオープン型としたということである。</p> <p>事業主体が環境プラントからセンターに変更になったことに伴い見直した事業計画は、区割り方式によらないオープン型になっている。</p> <p>なぜセンターは当初の考えどおり、国庫補助金がもらえるクローズド型を採用しなかったのか県・センターの個別の見解を求めます。</p>	<p>・平成24年当時センターがクローズド型を検討したのは、環境プラント工業のオープン型と比較検討するため、センターはクローズド型とすることを決定したものではありません。</p> <p>なお、御指摘の理事長の当時の発言は、それぞれの方式のメリット及びデメリットについて述べたものであり、検討材料の一部に過ぎません。よって、「センターは国庫補助がもらえるからクローズド型を提案した」という訳ではありません。</p> <p>・本事業計画(センター主体)において、オープン型を選択した理由は、[6] 中段と同じ回答です。</p> <p>なお、オープン型である本事業計画においても国交付金の申請を行う予定です。</p>	[13-1]	<p>米子市議会全員協議会の議事録に忠実に従い、意見を提出したが、センターの見解書は、議事録記載の次の事実を無視した意味不明のものである。議事録によれば、次の3点を説明の骨子としてストーリーが構成され、その流れに沿って説明がされている。</p> <p>①センターの見解は、「センターはクローズド型とすることを決定したものではありません。」となっているが、全員協議会の議事録は「当センターがクローズド型をしたいといいますが、・・・」となっている。つまりセンターが決定しているかどうかの問題でなく「当センターがクローズド型をしたいとの意向であった」旨、理事長が述べている。</p> <p>②理事長の当時の発言は、見解書のとおり「それぞれの方式のメリット及びデメリットについて述べたものであった」としても、その上で、センターが採用したいとの意向を持っていたクローズド型から環境プラントの主張するオープン型にセンターが理解を示し、方式を決定した経緯を理事長が述べている。</p> <p>③国庫補助金について述べた部分の議事録は「人工的な水を散水をするという方式にすれば、当初の建設費は非常に高くつきますけれども、それは国庫補助金がもらえるのでそれを行ってやってみようかというぐあいに考えたものでございます。」と述べている。</p> <p>議事録による上記の3点は、クローズド型からオープン型に方式を決定した要因となる重要な事柄である。センターの見解は、3点の事実を無視しており意味不明なものである。以上について3点に即して改めて意見書について見解を示されたい。</p>	<p>・平成24年当時の環境プラント工業主体の事業計画に関する検討については、見解書[13] 前段のとおりです。</p>



見解書番号	分類	意見	見解	再見解書番号	再意見	再見解
[17]	搬入管理	2. 県内の廃棄物のみ搬入すると説明会で言われました。県内の事業所に県外の廃棄物が搬入された場合はどう対処されますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例に基づく説明会においては「県内廃棄物のみを埋め立てますが、この場合の県内廃棄物とは県外物を県内で中間処理したものを含まず」と説明しましたし、配付資料にもそのように記載しています。</li> <li>・センターとしては、搬入検査の一環として契約前に排出事業所を訪問して事前審査を行うこととしており、廃棄物の実物・発生工程や書類等を確認すると共に、廃棄物の種類に応じて分析検査を行いますし、更に受付検査や展開検査などによる複数のチェックを重ねることで、想定外の廃棄物が搬入されることがないようにしたいと考えています。</li> </ul>	[17-1]	17) 搬入検査について本当にチェックできるか疑問。受付の書類審査>虚偽も記入できる、展開検査>目視でどれだけ正確に判断できるのか疑問。分析結果とは具体的にどのようなものか。科学的な数値化される検査か？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬入検査については、見解書[17]後段のとおりです。</li> <li>・事前審査における分析検査については、計量証明事業者に分析を委託し、分析結果の数値が基準値に適合しているかどうかについて確認するものです。</li> </ul>
[23]	搬入管理	3. 埋め立て作業する際、暴風警報、竜巻注意報発令時は搬入しないとあるが、風速何メートルまで搬入しますか。また、覆土はトラック1台搬入ごとに行われますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強風については、暴風警報や竜巻注意報が発令されている場合には、実際の風速に関わらず廃棄物の受入を中止します。なお、警報等が発令していない場合でも、搬入廃棄物の飛散性や実際の風の強さ等に応じ、一時的に搬入を停止するなど、個別の状況を勘案したうえで、搬入廃棄物の飛散等の問題が生じないように必要な対応を行いたいと考えています。</li> <li>・覆土については、原則として即日覆土（搬入車両毎ではなく、搬入したその日のうちに覆土）としますが、搬入廃棄物の飛散性や気象状況等に応じて覆土の頻度を高める等、個別の状況を勘案したうえで、搬入廃棄物の飛散等の問題が生じないように必要な対応を行いたいと考えています。</li> </ul>			
[27]	搬入管理	<p>【センター宛て意見書】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・展開検査について、積荷を降ろし広げて検査することですが、検査にひっかかった場合はどのように搬入物を回収されるのでしょうか？</li> </ul> <p>【県宛て意見書】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・展開検査について、積荷を降ろし広げて検査することですが、検査にひっかかった場合、一度降ろした搬入物はどのように回収されるのでしょうか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展開検査において不適合の場合は、その場で搬入してきた廃棄物運搬車両に改めて積み込み直しして、持ち帰っていただきます。</li> </ul>	[27-1]	<p>⑤展開検査を実施する場所は特別に準備されているのですか。周囲が汚染されないための対策はどうしているのか。すべての車両で展開検査をしますか。展開検査には危険がともないます従業員安全についてはどのような対策を考えていますか。一度展開された物はどのようにして再度積み込むのですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展開検査の実施場所は、埋立地内等に周囲が汚染されない対策を講じたうえで設置する予定ですが、具体的には詳細設計で検討します。</li> <li>・展開検査は全ての車両を実施する予定ですし、従業員の安全対策についても当然十分配慮します。</li> <li>・展開検査で不適合な場合は、重機等により搬入した運搬車両に積み込んで持ち帰っていただきます。</li> </ul>
[29]	搬入管理	【S.No. 71/⑩-1】・飛散性の石綿(廃石綿等)と石綿含有廃棄物の違いは？目視で簡単に識別できるのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「廃石綿等」はいわゆる飛散性の石綿のことで、石綿が飛散するおそれがあるものとして、廃棄物処理法の規定により特別管理産業廃棄物に区分されており、排出から処理されるまでの間、特に注意して取り扱う必要がある廃棄物であり、特別管理産業廃棄物である旨の表示や他の廃棄物と区分した保管・運搬等も義務付けられています。なお、当処分場には搬入いたしません。</li> <li>具体的には、建築物等から除去した飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材等で石綿を含むもの等のことです。</li> <li>・「石綿含有産業廃棄物」はいわゆる非飛散性の石綿のことで、廃石綿等以外で石綿を含むものとして、廃棄物処理法の規定により通常の産業廃棄物に区分されており、安定型処分場にも埋立ができる廃棄物です。</li> <li>具体的には、セメント等とともに板状に固めた（成形した）非飛散性の建築用建材が解体等により廃棄物になったもの等のことです。例えば、一般家屋の屋根、外壁・内壁、天井、床にも広く使われていた繊維強化セメント板、化粧スレート、ビニル床タイル等が該当します。</li> <li>・これらの廃棄物は、国の法令及び全国的にも厳しい県条例に基づき、排出（解体工事等）の段階から県等への届出・基準遵守が求められており、県等による立入検査も実施されていることから、保管・運搬の段階も含めて適切に区別されているものと考えます。</li> <li>センターとしても、排出事業所の訪問・審査を含めた何重もの搬入検査により、搬入廃棄物の確認を行う予定です。</li> </ul>	[29-1]	<p>1. 「搬入時に目視検査を行う。」目視で簡単に識別できるかが意見書(1)の質問である。再度、回答を求めます。</p> <p>2. 「非飛散性の石綿」と「飛散性の石綿」の違いの説明については了解。</p> <p>3. 搬入時の目視のみでは判断できないことを左記回答は説明している。要注意！！</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見解書[29]後段のとおり、目視を含む何重もの搬入検査により、搬入廃棄物の確認を行うものです。</li> </ul>

見解書番号	分類	意見	見解	再見解書番号	再意見	再見解
[31]	搬入管理	4. 搬入検査の受付検査で、目視・展開による検査とあるが、たとえば入れているかどうかが紛れ込んでいるかどうかなどどうやってわかるのか？検査員は人工知能を有した特殊な人材をそろえてあるのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の搬入検査については、事前審査、受付検査及び展開検査の各段階において、書類検査、分析検査、目視検査などの複数の検査を行うこととしており複数のチェックを重ねること、搬入廃棄物として問題がないことを総合的に確認します。</li> <li>・廃石綿等の確認については、[29]と同じ回答です。</li> <li>・搬入検査の検査員については、あらかじめ研修・教育を行い必要な知識・能力を備えさせます。また、廃棄物最終処分場には、廃棄物処理法の規定に基づき、施設の維持管理に関する技術上の業務を担当し、他の職員を監督する技術管理者を置く必要があります。検査員は、この技術管理者の監督の下で適切な検査を実施することとなります。</li> </ul>	[31-1]	3 1) 他県での処分場での搬入検査で搬入物の違反が確認されるのは審査のどの段階で年間何件、年間搬入件数の何パーセントくらい確認されているのか。そのうち搬入拒否となるのはどのくらいか。また、搬入拒否となった産廃はどのように業者は対処しているかは確認されているのか。確認の甘い処分場にもちこむのか？または不法投棄されているのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他県の処分場に関しては、搬入廃棄物及び廃棄物の搬入検査方法が処分場毎に異なっていますので、搬入検査の結果や搬入拒否後の対応に関する詳細なデータは入手していません。</li> <li>・なお、産業廃棄物は当該排出事業者が法令の規定に基づき適切に処理する必要があり、県による監視・指導も継続して行われていることを県から確認しています。</li> <li>・当処分場においては、見解書[31]前段のとおり厳格な搬入検査を行うこととします。</li> </ul>
[32]	搬入管理	【S.No. 47/⑭-2-1】①表1-1-1の出典を記載。エイト日技はアンケート調査を実施していないので、出典を明記。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御指摘の「計画埋立処分量及び廃棄物別の埋立割合」については、センター等が県内排出事業者からの聞き取り調査を実施した結果に基づくものです。</li> </ul>	[32-1]	1. 表1-1-1の出典を明記。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見解書[32]のとおりです。</li> </ul>
[33]	搬入管理	【S.No. 47/⑭-2-1】②頁⑭-2-1, ⑭-2-4, ⑭-2-7を比較すると、当計画では主に「燃え殻とばいじん」が約3/4占めているが、産業構造により廃棄物埋め立て比率は、その他の参照例のように大きく異なる。異なった場合でも、問題ないか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の埋立割合については、処分場稼働後に変動することも想定されますので、搬入廃棄物割合の確認及び流入水質のモニタリングを定期的実施し、その結果を踏まえた適切な水処理施設の維持管理等を行っていくこととしますので、問題ないものと考えます。</li> <li>・なお、第2期の施設整備に先立ち、第1期における埋立や水処理の実績を検証し、必要に応じて、実態に即した施設整備となるような検討についても行っていきたく考えています。</li> </ul>	[33-1]	2. 回答を求めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見解書[33]のとおりです。</li> </ul>
[34]	遮水構造	【S.No. 28/⑥-25】⑤コンクリートと遮水シートの接合はどのように行うのか？ポリエチレン系では熱接合となるとと思いますが、どのような接合法を採用するのか説明願います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート構造物にアンカー付遮水シートを設置し、下部遮水シートを熱融着する工法等を想定していますが、具体的な方法は詳細設計で検討します。</li> </ul>	[34-1]	5. 回答がありませんので、意見書の回答をもとめます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見解書[34]のとおりです。</li> </ul>
[35]	遮水構造	6. 地下水汚染防止対策で「万一検知した場合、原因追求して速やかに補修します」とあるが、例えばゴミが30メートル積み上げられた時に漏洩がわかったら、どのように補修するのか？またどれくらい費用がかかることなのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電氣的漏えい検知システム等により上部シートからの浸出水の漏えいが判明した場合、廃棄物の搬入を停止したうえで、原因を追及して速やかに遮水シートを補修します。補修方法は損傷箇所上部の埋立済みの廃棄物を除去して直接シートの補修を行うなどの方法がありますが、具体的な補修方法等はセンターだけで判断することなく、県及び専門家の意見を聞きながら適切に対応します。</li> <li>・補修の費用は埋立状況、または破損の程度等によって異なるため一概にお答えはできません。</li> </ul>			
[36]	漏洩検知	・電氣漏洩検知システムを導入するとの事ですが、その寿命は10年とメーカーが発表しています。寿命をむかえたその後はどのように水漏れをチェックするか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電氣的漏えい検知システムは、法律で設置が義務づけられたものではありませんが、より一層の安全を保つために、他の時期と比較して遮水シートの破損可能性が比較的高くなる時期(遮水構造施工時及び埋立初期段階)において追加的に整備して漏水チェックを行うための設備であり、そのような目的が達成できる耐用年数を有するシステムを導入し、適切なメンテナンスを継続して実施することとします。</li> <li>・なお、浸出水が漏水していないことの確認については、基本的には、法律で義務づけられている地下水のモニタリングによりチェックすることとします。</li> </ul>			
[39]	施設整備	【S.No. 34/⑫-2-2】・設計水平震度 $k_{co}=0.24$ :地盤工学会の基準で、地盤種別Ⅲ種、レベル2地震動を採用する必要があるのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の指針等では、地震力に対して構造上安全であることが求められています。住民の皆様から地震時の安全性を強く求められていることもあり、当処分場ではより安全な施設とするため、震度6以上を想定したレベル2地震動を採用しています。</li> </ul>	[39-1]	1. 貯水池ではないので、設計水平震度 $k_{co}=0.24$ 、地盤種別Ⅲ種、レベル2地震動を採用する必要あるのか。回答を求めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見解書[39]のとおりです。</li> </ul>

見解書番号	分類	意見	見解	再見解書番号	再意見	再見解
[66]	廃止	10 埋め立てられた廃棄物が無害になるのは何年後ですか。安定という言葉を使っておられるが無害でなければ意味がありません。地下にあれば湧水の地です地上に湧き出る可能性もあります。遮水シートは無害になるまで持ちますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無害という意味では、埋め立てられた廃棄物が将来にわたり周辺の生活環境に支障を及ぼさないようにすることが必要と認識しています。</li> <li>・埋立終了後から処分場廃止までの想定期間は、10年間を見込んでいますが、処分場を廃止するためには、国が定める廃止基準に適合していることを県が確認する必要があります。</li> <li>・廃止基準とは、水処理施設を撤去（浸出水をそのまま放流）しても生活環境の保全が確保できるなど、処分場に関する日常的な維持管理を行わなくても良い状態になる基準のことであり、埋立廃棄物が安定化した状態になったことを意味しますので、埋め立てられた廃棄物が周辺の生活環境に支障を及ぼすことはないと考えます。</li> <li>・なお、廃止後の処分場跡地についても、廃棄物処理法の規定に基づき県が指定区域として指定することとなり、その区域内での土地の掘削等の形質変更に対して県への届出が義務付けられます。その際、基準に適合しない場合は、県はその土地形質変更の施工方法に係る計画の変更を命じることができることから、周辺の生活環境に支障が生じないような制度となっています。</li> <li>・また、遮水シートの耐久性については、50年以上とされており、廃止までの期間以上の耐久性を備えているものと考えています。</li> </ul>	[66-1]	①埋め立てられた廃棄物が無害になる年数は？無害になるまで遮水シートがもつのかと質問しています。泥水でもかき混ぜなければ上澄みはきれいです。安定化では納得できません。生活環境の保全が確保できるとは具体的にはどんなことですか。現に一般廃棄物処理場の排水で水系のしじみ貝は死滅しました。それでも生活環境は安全と言えるのですか。生体系の調査はしておられますか。いくら排水基準等が国基準をクリアしていてもそこに暮らす動植物に影響を与えています。それを少しも考慮されていないようです。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年数については、見解書〔66〕のとおりです。</li> <li>・生活環境の保全が確保できるとは、見解書〔66〕第1段・第2段のとおり、周辺の生活環境に支障を及ぼさないことであり、見解書〔149〕前段のとおり、当センターによる定期的な水質モニタリング等の適切な環境保全措置や県による立入検査が行われ、排水基準等が遵守されることから、周辺の生活環境に支障を及ぼすことはないものと考えています。</li> <li>・なお、国が定める排水基準の考え方は、見解書〔94〕後段のとおりです。</li> </ul>
[71]	生活環境調査	2. 環境影響調査書（平成29年1月）によれば「大気質も周辺地域への影響はほとんどありません、騒音・振動も周辺民家への影響はほとんどありません、悪臭も周辺民家への影響はほとんどありません、水質も周辺地域への影響はほとんどありません、地下水も影響は小さいものと予想されます」と述べています。大気質、水質、地下水など目に見えませんが、気が付けば人体被害という事になりかねません。悪臭など抽象的な表現ですが、だれが悪臭と判断されるのでしょうか。判断する人によって基準が変わるのは納得できません。「影響はほとんどない」という言葉の裏には「少しはある」と聞こえ、近くで生活している私たちにとって環境悪化は死活問題です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気質・水質・地下水を含む各環境要素については、生活環境影響調査による調査・予測・分析の結果を踏まえ、事業開始後は放流水や地下水のモニタリングなど、周辺区域の生活環境保全のための措置を講じ、周辺の生活環境に支障が生じないようにします。</li> <li>・なお、当処分場に係る生活環境影響調査は、国や県の指針に基づき適切に実施したものと考えています。また、本来は不要の手続ですが、事前にその調査方法等（方法書）について、県に協議し、県の指導を踏まえて調査に着手するなど丁寧な対応を行ったものと考えています。県においては協議のあった方法書について、各分野の専門家で構成される検討会を開催し、その検討会における意見を踏まえて指導されたと伺っています。</li> <li>・悪臭の判断については、その測定は悪臭防止法の規制基準値を測定するために国が定めた方法と同じ方法により分析し、その影響は悪臭防止法に規定する悪臭物質ごとの規制基準値により判断するなど、判断する者により基準が変わることがないようにします。</li> <li>・本事業計画においては、適切な施設・設備を設置し、適切な維持管理の継続を徹底することにより、周辺の生活環境に支障が生じないように取り組んでまいります。</li> </ul>	[71-1]	現在稼働している一般処分場でも、周辺を歩いてみると臭いがします。どれだけの臭いがしたら検討されるか知りませんが、臭気を持つ汚泥、燃え殻等の廃棄物が搬入されるのに臭いが出ないなど誰が信用しますか。生活環境影響調査を行っているので安心だと言われるのが、稼働が始まり想定外の条件が発生して事故につながることはよくあることです。そのためにもオープン型よりクローズド型処分場の方が影響は少ないと考えませんか。ご回答ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悪臭については、見解書〔92〕前段のとおり、処分場稼働後の対策により、その発生を抑制します。</li> <li>・また、見解書〔6〕前段・中段のとおり、オープン型・クローズド型のどちらにもそれぞれの特性があり、当処分場については、それらも総合的に勘案してオープン型を選択したものです。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境影響調査に係る国及び県の指針は、見解書に添付したとおりです。</li> </ul>	[71-2]	見解中の なお、当処分場に係る生活環境影響調査は、国や県の指針に基づき適切に実施したものと考えています。……とあるが、その指針を具体的に示してほしい。	
				[71-3]	また、繰り返しになるが、影響調査の一員に地域住民を加え透明性を明らかにするため、再調査を申し入れる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当処分場に係る生活環境影響調査は、見解書〔71〕第2段のとおり、国や県の指針等に基づき適切に実施したものと考えていますので、再調査を行う考えはありません。</li> </ul>
				[71-4]	最後に、調査結果に不審点が数多く発見されたことから、一環して技術会議を開催することを求めてきたがどうなっているのか。行ったら不都合なのか明解な回答を求める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術的事項についても、事業計画の説明会において御意見や御質問があり、その場で回答していますし、意見書に対する見解書としてセンターの考えをお示しし、更に当該見解書に対する再意見に対しても再見解をお示ししていますので、会議の開催までは考えていません。</li> </ul>
[72]	生活環境調査	3. 環境影響評価は、現在一般廃棄物処分場が稼働されており、複合的に調査をされないといけないと思います。今の報告は産廃処分場だけの結果報告であり、「より安心・安全」を求めるなら複合的な再調査を求めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業計画の生活環境影響調査については、〔71〕第2段の回答のとおり、国や県の指針に基づく方法により適切に実施したものと考えています。</li> <li>・この調査は、当処分場だけを考慮して評価したものではなく、隣接の一般廃棄物最終処分場が運用されている現況の状態に加えて、当処分場の設置・稼働に伴う環境負荷が追加された場合の影響を調査・予測・分析したものであることから、再調査を実施する必要はないものと考えています。</li> </ul>	[72-1]	環境影響評価調査を示すには、産廃処分場の結果、現況の結果を示して総合的にこうなると示さなければ信ぴょう性はなく、住民は信用しません。それぞれ調査しているのならそれを示してください。産廃処分場稼働後も当一般処分場と同時操業されるのですから。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見解書〔72〕のとおりであり、調査結果は縦覧した事業計画書の⑮生活環境影響調査書に示しています。</li> </ul>

見解書番号	分類	意見	見解	再見解書番号	再意見	再見解
[81]	生活環境調査	【S.No.3】5. 生活環境影響調査結果は、インターネット検索資料が約70%以上を占めているように見受けられる。地質調査にてCECが実施した透水係数の検証のための現場透水試験もなされておらず、また地下水三次元解析も行っていない、非常に杜撰な報告書となっている。何故、CECが地下水三次元解析を行っており、事業センターもその必要性を認識し、且エイト日技も審査検討業務をつうじて熟知しており見積書にて積算しているのに、調査・解析項目から除外したのか？	・「生活環境影響調査結果における、インターネット検索資料が約70%以上」との御指摘がどのような計算に基づくものかは不明ですが、当処分場の生活環境影響調査は、【71】第2段の回答のとおり、国や県の指針に基づき実施しており、現況把握の方法としては既存の文献・資料又は現地調査により行っているものです。また、これらの調査方法については、本来は不要の手続ですが、あらかじめ県や専門家の意見を踏まえて丁寧に対応しました。よって、杜撰な報告書ではないものと考えています。 ・条例上求められる地下水に係る生活環境影響調査は、処分場の存在による地下水位や流動状況への影響であり、今回は地下水の水位と処分場底面の標高を直接的に比較する手法（定性的解析）で検証しています。	[81-1]	5. 5.1 見解書【71】について、「本来は不要の手続ですが、事前にその調査方法等（方法書）について、県と協議し、県の指導を踏まえて調査に着手するなど丁寧な対応を行ったものと考えています。」となっているが、地質・地下水関連以外は概ね妥当と思われる。しかし、何故、地質・地下水関連事項にこれほどまでに問題点が多いが、優秀な県職員の土木部・農林部の土木技師・農業土木技師に相談し指導を受けたのか？回答をもとむ。ダルシーの法則さえ知らず、流向流速計で流速を測定から、 $v=k$ したことを、日本の地下水の第一人者で前地盤工学会副会長であられた岡大の西垣教授の指導を受け、県・センター職員・コンサルタントが恥ずかしくもなく雁首そろえて出向いたものである。H26/6/20の西垣教授との面談記録（情報公開で入手）に明確に「ダルシーの法則から住民側のコメントが正しいと。即ち、H26/3月までの透水係数を採用してきた解析は全て間違いであった。」と西垣教授は説明された。意見書(1)は、「何故、CECが地下水三次元解析を行っており、事業センターもその必要性を認識し、且エイト日技も審査検討業務をつうじて熟知しており見積書にて積算しているのに、調査・解析項目から除外したのか？」であり、地下水3次元解析のことを指摘してコメントしている。」のに、この西垣教授の見解をも無視し、センターはあくまで「杜撰な報告書ではないものと考えています。」と言い切るのか？「これでも杜撰な報告書でなかった。」と断言されるのか、最終決裁者であるセンター理事長の回答を求めます。 5-2 特に計画地下流には、既設の飲料水源地である「小波上の泉」及び米子市水道局の「福井水源地」があるため、H25/4月に実施した地下水3次元解析は、環境省の生活環境影響調査指針に基づいて、その影響評価評価の一環として実施されたはずである。左記の調査は流量の非常に少ない「浅い地下水」等高線を描いたものである。環境省の環境影響調査指針に基づき、CECは3次元解析の目的を3項目あげている。センター・県もその理解で、関係自治会員へ説明していたはずである。従って、総額2,400万円と地下水調査費を投じたはずである。またエイト日技は別案検討で、地質調査及び地下水調査・解析を提案し、1,400万円の見積書を提出した。センターはここで、平成25年のCECとH27年のエイト日技に対する対応で矛盾している。	・県職員への相談・指導については、見解書【71】第2段のとおり、生活環境影響調査の調査方法等についてあらかじめ県や専門家の意見を踏まえて丁寧に対応しているところである。 ・平成26年6月20日の専門家との面談において、「平成26年3月までの透水係数を採用してきた解析はすべて間違いであった」と指摘された事実はありません。 ・報告書については見解書【81】のとおり、杜撰なものではないと考えています。  【参考再回答】 ・地下水三次元解析については参考回答書【360】⑨のとおり、必要な精度は確保できているものと考えています。 ・平成25年度、26年度の三次元解析の目的、平成27年度の三次元解析の予算要求については参考回答書【327】のとおりです。
[82]	生活環境調査	【S.No.53】・引用文献・報告書にはその出典が明記されている。淀江産廃処分場に関する報告書は多いが、どの報告書から記載・掲載された資料なのかその出典を明記すること。また、エイト日技が実施した調査結果と、その他報告書からの参照結果とが区別できるように表現すること。区別できなければ、エイト日技が自己にて調査した結果と理解されるので、明記すること。	・県条例の規定に基づき縦覧した当処分場の事業計画書については、コンサルタント業者に業務委託等しながら、最終的にはセンターの責任において作成したものであり、その範囲においては個別に出典を明らかにする必要はないものと考えます。 なお、センター主体の事業計画に係る生活環境影響調査は、環境プラント工業主体時に実施した生活環境影響調査結果（過年度調査結果）を活用しながら、その後の更新データや事業計画の変更に伴い必要な追加の現況調査等により行っており、その旨は事業計画書(⑤-4-1)に記載しています。 ・また、国や県等の文献やデータ等を引用した箇所については、事業計画書において、その出典を明らかにしています。	[82-1]	1. センターが作成しようが、エイト日技が作成しようが、引用する場合はその出典を明記するのが報告書作成の基本である。作成者自身が調査・解析を行って作成した図・表であれば、出典の記載は不必要である。しかし、その他報告書・文献からの引用であれば、例え同じ委託業務にて作成された付属書であっても、その出典を記載するのが報告書の作成の基本中の基本である。センター見解書のとおりならば、全く技術報告書、各種論文等の作成の基本さえ理解していないことになる。そのように理解してよいのですか？ 2. 国・県等の文献やデータ等のみならず、エイト日技が作成した付属書からの引用であっても、その他報告書からの引用は、図・表の出典を明記することが報告書作成の基本である。エイト日技が作成した「事業計画書（案）」（平成28年10月）にも、出典の明記がない。明記すること。 ・「最終的にはセンターの責任において作成したものであり、そのその範囲に於いては個別に出典を明らかにする必要がないものと考えます。」との見解であるが、センターはこれまでCECとエイト日技が淀江産廃処分場のために作成した約25冊の報告書を保持している。引用の出典が分らねば、数値があっても追跡不可能である。左記の回答が、センターの常識であれば、驚く以外にない。報告書・論文にて引用する場合は、例えば付属書からの引用であっても、その出典を明記することは基本中の基本である。	・見解書【82】のとおりです。
[83]	生活環境調査	【S.No.61/5-6-20】・エイト日技は実際に現地調査をしたのではなく、CECが平成20年から平成25年の実施した調査をしているので、事実に基づき報告書を作成すべきです。この頁はエイト日技が調査を実施したように記載されているので、事実を記載すること。また、その他の報告書から表などの参照を行う場合は、その出典を明記して参照する。あたかもエイト日技で調査を行ったような記載は避けるべきです。	・【82】と同じ回答です。	[83-1]	1. S.No.53と同じ見解です。報告書作成の基本は守るべし。エイト日技が自ら実施したものでなく、その他報告書・文献・自ら作成の報告書（付属書）からの引用等でも、その出典が必ず明記するのが基本である。	・見解書【82】のとおりです。

見解書番号	分類	意見	見解	再見解書番号	再意見	再見解
[84]	大気質	①砂ぼこりの立つ風速としてありますが、埋め立てられるのは燃えがらが主体とされています。燃えがらやばいじんの立つ風速で評価すべきです。燃えがらやばいじんは風速何メートルで飛散しますか。	・搬入廃棄物による粉じんの発生防止対策としては、まず、排出事業者に対して搬入廃棄物の飛散防止措置（搬入車両へのシート掛け等）の徹底を求めます。この飛散防止措置が適切に講じられていることは、センターによる搬入検査により確認を行います。また、当処分場に搬入された廃棄物を埋立地において荷下ろしする際には、必要に応じて散水を行うと共に、即日覆土により更に飛散を防止します。 ・燃え殻やばいじんが飛散する風速については、その性状等により異なるものと考えますが、埋立地においては既に飛散防止措置が取られている状態ですので、即日覆土で用いられる土以上に飛散しやすい状態にはならないと考え、一般的に砂ぼこりの立つ風速（5.5m/秒）による評価を行ったものです。 ・なお、暴風警報や竜巻注意情報発令時など、周辺への影響が懸念されるような強風時には廃棄物の搬入を停止する予定です。	[84-1]	②飛散防止対策とは搬入車両へのシート掛けと、即日覆土、散水ですか。即日とは、朝搬入された物が夕方まで何時間も放置されるということですね。その間の対策は？その間は飛散しないと請け合われるのですか。砂埃の立つ風速でよいのですか。一般的に燃えがらやばいじんは粒子が細かく舞い上がり易いものです。飛散する風速は性状により異なるとありますが、一番飛散しやすい性状で検討されるべきかと思えます。埋め立て地での飛散防止措置とは具体的には何ですか。	・覆土及び強風については見解書〔23〕のとおり、埋立地における飛散防止措置については見解書〔84〕のとおりです。
[85]	大気質	②住民から米子測候の測定結果は実状と違うということで現地で調査され住民の言うとおりの結果が出ています。しかし評価では米子測候所の10年間の平均で評価してあります。風向きは地形により大きく変わります。きちんと調査したもので評価すべきです。また、最近の気候は大きく変わっています。近年の気象状況をみるべきです。又、平均ではなく最大で検討が必要です。	・大気質に係る生活環境影響調査については、〔71〕第2段の回答のとおり、国や県の指針に基づく方法により適切に実施したものと考えています。 また、現地測定地点における調査結果と米子観測所における観測結果の相関性は高く、米子観測所のデータを用いることに問題はないものと考えており、このことは既にお知らせしたところですし、縦覧した事業計画書の生活環境影響調査結果書（⑩-5-1-10~12）にも示しています。 従いまして、米子観測所の直近10年間の気象データを用いた生活環境影響調査の結果に問題はないものと考えます。	[85-1]	④現地測定地点では測定期間は1年間されたのですか。その期間は？相関性が高いとありますがどれくらいの相関性がありましたか。10年間の気象データでは近年ここ2~3年は10年前とでは傾向が違っていると思います。暴風警報、注意報の発令回数など違いがあるかと思えます。暴風警報や竜巻注意報が発令時には廃棄物の搬入を停止するとありますが、発令とともに覆土もされますか。覆土にはどれくらい時間がかかりますか。覆土されないのであれば強風により飛散しますか。	・大気質に係る生活環境影響調査の結果は、見解書〔85〕のとおり、縦覧した事業計画書の生活環境影響調査結果書（⑩-5-1-10~12）にも示しており、現地測定の期間は合計で約2ヶ月間、米子観測所データとの相関係数は0.850及び0.866であり高い相関を示しています。 ・なお、過去10年間（2006年~2015年）の米子観測所における気象観測結果について、平均風速及び最大風向は殆ど変わっていないことから、風況について近年気候が大きく変わっていることはないと考えます。 ・強風時における覆土については、見解書〔23〕後段のとおり、搬入廃棄物の飛散等の問題が生じないように必要な対応を行いたいと考えています。
[86]	大気質	9. 大気質調査結果についての不自信 米子特別地域気象観測所における過去10年間の観測結果から、当地周辺の粉じんの影響はほとんどないと結論付けているが、このデータからこの結果が導かれるのは腑に落ちないし、この調査では大気汚染の影響の不安はぬぐえない。 そもそもこの観測所は博労町4-325に位置し、当地から直線距離約7.5kmも離れており、間に一級河川の日野川が流れている。距離的な問題もあるが、米子に何十年も生活して日常に感じるのは、川の東と西では同じ時間でも天気が違うこともままあるような地域であるということである。つまり、風を含めた気象条件が同じと定義づけるのは無理があるということである。また、観測地点は市街地で住宅が建て込んでいる環境であり、当地周辺は大山の麓で田畑の広がる地域で環境条件も地形条件も全く異なる。したがって、そのデータをもって当地周辺民には粉じんの影響はないというのは欺く意図を感じる。 また、降下煤塵についてのデータもすべて既存資料をざっくり引っ張り出した数値が示されているだけである。年月日時間、どの地点でどの期間にどのようなやりかたで計測されたのか詳細なデータがないのは概要版だからだろうか。また、西部総合事務所（当地から直線約7km）日吉津小学校（当地から直線約4km）という当地とかけはなれた地点の既存データで曖昧な推測をするのであれば、隣地の一般廃棄物処分場境界地点とともに影響を考えるべき周辺住宅や農地での計測をきちんと行ってデータを示すことが周辺住民への真摯な態度ではないか。それすらやらずになんのための環境調査なのか？	・埋立による粉じんの影響については、風況に基づく予測等に加えて、埋立に際して廃棄物への覆土や散水等を実施することにより、周辺への影響は殆どないものと予測しているところである。 ・米子観測所のデータを用いた理由は、〔85〕と同じ回答です。なお、米子観測所における気象計は住宅等よりも高い位置（標高約18m）に設置され測定されています。 ・降下ばいじんについては、既存資料調査としての県による測定結果（西部総合事務所、日吉津小学校）に加えて、現地調査として事業計画地の敷地境界及び直近民家付近でも調査を実施しており、調査時期・調査地点・調査方法等も事業計画書の生活環境影響調査書に記載しているところである。 ・以上の内容も含めて、当処分場に係る生活環境影響調査は〔71〕第2段の回答のとおり、国や県の指針に基づき適切に実施したものと考えています。	[86-1]	86) 現地と米子観測所との相関性が高いという根拠が不明。なぜなら、データはH25/9/18から10/22の約1ヶ月、H26/1/10から2/9の1ヶ月しかとられておらず、その期間だけの比較から両地がほぼ同じ大気状態であり、観測所の年間と10年間の平均データを根拠として風向風速の周辺には影響がないという結論を示しているが、92、93の意見のように6月から8月の産廃予定地■■■■からの異臭があると地元住民が言っているということはこの時期の風向き風量が周辺住民の危惧している時期であり、現地での調査をこの時期をあえてはずして行っている様に見える。住民が反対する事業計画では目的にそぐわないデータは入れないという環境調査報告の作成によって行政文書を見慣れていない多くの一般市民を煙に巻く手法があるときいたことがある。	・埋立による粉じんの影響については、見解書〔86〕第1段のとおりです。なお、現地と米子観測所データの相関については、再見解書〔85-1〕のとおりです。 ・また、当処分場に係る生活環境影響調査は、見解書〔71〕第2段の回答のとおり、国や県の指針に基づき適切に実施したものと考えています。
				[86-2]	また新たな疑問点として、現時点でのばいじん・アスベストの降下データを調査することが何の意味があるのか？計画地からばいじん・アスベストの代わりとなる無害な粉等を撒いた場合の降下データを取ったという実証実験ならともかく、今現在のデータが何について言えるか何の実証になるのか説明をして欲しい。処分場が操業していない時点での煤塵アスベストの降下状況が0未満とか範囲内とかいう安全ばい言葉を無意味に入れることで安全イメージの計画書にしようとしているだけではないか。	・当処分場に係る生活環境影響調査は、見解書〔96〕前段のとおり、当処分場の設置に伴い周辺地域の生活環境に及ぼす影響について調査・予測・分析し、必要な対策を講じて生活環境に配慮した適切な事業計画とするためのものであり、現況把握はその基本となるものです。 ・また、当処分場に係る生活環境影響調査は、見解書〔71〕第2段のとおり国や県の指針に基づき適切に実施しているものと考えています。
				[86-3]	同様に現在の交通量、振動のデータを調査することで何の実証になるのか。それによって騒音は範囲内だとか、問題ないかという言葉で安全イメージをつくるつもりかもしれないが、よく読めば処分場が稼働する前つまり輸送トラックが走っていない状況で騒音・振動・交通量問題がないなど当たり前ではないか。あとは県に提出する計画書のカタチとして調査項目稼ぎやページ数稼ぎ（たくさん調査したから住民の皆さんの安心を考えていますパフォーマンス）だろう。無駄なものにコンサルに調査料払っているように見える。センターが作ったデータとしても然り。いずれも説明を求める。	・再見解書〔86-2〕のとおりです。

見解書番号	分類	意見	見解	再見解書番号	再意見	再見解
[89]	大気質	【S.No. 57/4-6】・降下ばいじん、石綿(アスベスト)、二酸化窒素・浮遊粒子状物質、気象の状況、交通量の現地調査が実施されているが、その結果は？ また、その調査はエイト日技が実施していない項目に関しては、その出典を明記のこと。	・これらの各調査については、既存資料調査又は現地調査により実施しており、その結果は「⑤生活環境影響調査結果書 第5章 環境影響調査の結果 5-1 大気質」に記載のとおりです。 ・出典については、[82]と同じ回答です。	[89-1]	1. 出典についてはS.No. 53と同じ意見です。その他報告書からの引用は、図表の出典を明記することが報告書作成の基本である。国や県のみならず、報告書で引用したものはその出典を記載するのが、報告書・論文作成の基本中の基本である。	・見解書[82]のとおりです。
[92]	悪臭	毎年、6月から8月の間に特に■■■の臭いがかなりきついです。この大気汚染による産廃持ち込みによる影響を説明してください。	・搬入廃棄物による悪臭対策としては、まず悪臭が発生している廃棄物や腐敗しやすい廃棄物(動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体等)は受け入れないこととしています。このことは、搬入検査の各段階(事前審査、受付検査、展開検査)において、十分に確認します。 加えて、搬入廃棄物の埋立において、即日覆土を徹底し、悪臭の発生を更に抑制します。 ・よって、当処分場に搬入される廃棄物による周辺地域への悪臭の影響はほとんどないものと見込んでいます。	[92-1]	92)93)塗りがつがされているのは■■■■と■■■の処理場か？いずれにしても大気調査時期は5~8月、風向風量を現地で測定すべき。異臭がくるということはばいじん・アスベストもくる可能性が高い。本来は年間通しての現地調査が必須ではないか。上記の降下データ調査よりずっと意味がある。住民・市民、専門家のだれもが一致して納得できる調査をしないで何が住民のみなさんの安全安心を納得いただけるように説明を重ねます？?肝心の調査をしないで無意味な調査にいくら使っているのか？税金だとわかっていのか？それでこの調査が足りない住民が指摘をすると、住民の要望とか住民の不安を回避するために追加調査として〇〇千万円追加請求しましたとか、本当はここまでやる義務はありませんが説明してやったとか住民の皆さんの安心のためにやってあげましたとか・・・あなたがたにどうやって誠意を感じるというのか？県民としても市民としても住民としても怒り以外に感じられない。	・当処分場に係る生活環境影響調査は、見解書[71]第2段のとおり、国や県の指針に基づき適切に実施したものと考えています。
[93]	悪臭	健康と悪臭の問題について。大山から風が産廃予定地を通り■■■から下泉部落を通ります。■■■の■■■のにおいと産廃のメタンガスがまじり合い異臭になるのではないかとしんばいしてあります。現在も5月から8月の間■■■の異臭がします。	・搬入廃棄物による悪臭対策については、[92]と同じ回答です。 ・なお、メタンは無臭の気体です。	[93-1]	93についても、「なお、メタンは無臭の気体です」とかそんな説明は必要ない。質問意見者はすでに異臭に悩まされており、その上に産廃ができることで別の異臭もしくは毒成分が風で運ばれてくるのではないかとこのことを危惧している。それに対する具体的な大気調査もなく、見込みや推測で煙に巻く。ちなみにメタンは発火する。今春九州の処分場で火事が出てなかなか火が消えず異臭や健康被害がでた事件があった。この事件があってその処分場は規定を超える量の廃棄物を入れていたことが発覚した。建設許可を与えた行政の管理責任はどうなるのだろう。文字通り対岸の火事ではない。メタンに限らず様々な物質が入る処分場はどんな化学反応で発火や異臭発生などのトラブルが起きるかわからない。このような発火や異臭発生などが起きた場合の対処シミュレーションはできているのか。具体的に説明を求めます。	・搬入廃棄物による悪臭対策については、見解書[92]のとおりであり、当処分場に起因する悪臭により周辺の生活環境に支障が生じないように取り組むこととしています。 ・当処分場における火災の対策としては、縦覧した事業計画書の⑩災害防止計画書に示しています。 また、事故等が発生した場合の対応については、詳細設計時においてマニュアルを作成する予定です。
[94]	水質	④この環境影響調査は産業廃棄物最終処分場だけを考慮して評価されています。しかし、すでに一般廃棄物の処理場があり処理水等が流れています。リスクが2倍になるということです。そのリスクについて念頭に入っていないようです。もし検討されているのであればどのように検討されたのか。国基準、国基準と言われるがリスクが1個の場合の国基準かと思えます。双方から排出される排水が2か所からとなれば排出される総量も倍となる。濃度で行けば希釈されるので参考にはなりません。排出量で計算してください。	・水質に関する生活環境影響調査については、[71]第2段の回答のとおり、国や県の指針に基づく方法により適切に実施したものと考えています。 同調査は当処分場だけを考慮して評価したものではなく、隣接の一般廃棄物最終処分場が処理水等を放流している現況の水質に対し、当処分場の放流水等が追加された場合の影響を調査・予測・分析しているものであり、その結果は環境基準等に照らし、影響は殆どないものとなっています。 ・なお、我が国の処分場放流水の水質については、濃度による規制が行われているところです。この、国が定める排水基準は、環境省の中央環境審議会や国際機関等で検討された人の健康影響等に関する科学的知見と安全率を基本として、適切な科学的判断を踏まえているものであることから、当処分場においてもこれらの基準を遵守することで周辺の生活環境に支障が生じることはないものと考えます。			
[95]	水質	4 処理水の排出についてはモニタリングを予定しておられますが、この水系にはすでに一般廃棄物の処理水が流れています。それをどのように考慮して基準を設けられていますか。ただ、国基準では受け入れられません。	・[94]の回答のとおり、水質に関する生活環境影響調査については当処分場だけを考慮して評価したものではなく、また、国が定めた管理型最終処分場の放流水の排水基準については、適切な科学的判断を基に放流しても問題ない基準値として規定されており、生活環境影響調査の結果を踏まえ、当処分場の処理後の放流水についても、この基準を確実に遵守することといたします。 ・なお、当処分場の浸出水処理施設には、逆浸透膜処理などの高度な水処理システムを設置することとしています。	[95-1]	95)逆浸透膜処理システムの場合メンテナンスで汚泥のついた膜を処分しなければならぬはずだがどのように処分するのか？またどれくらいの期間ごとにメンテナンスをするのか。現在ある一般廃棄物処分場(一廃処分場)も同じような水処理システムと聞いたが、以前見学会のときは非常にきれいにしてあり臭いもほとんど無かったが、その後何かの機会であボなしで行った時には悪臭と汚泥がすごい状態だったとそれを見た人から直接聞いたことがある。その時に水質検査が行われたらどうだったろう？その状態でもメンテナンスがされていないというのは非常に恐ろしいことではないだろうか。産廃も同じ会社が作業を受け持つとなるといくらシステムがすばらしくても作業に責任感・危機感の無いところが受け持つなら水質汚染トラブルがいつ発生してもおかしくない。よその処理場ではなく、センターが信頼できると太鼓判を押している環境プラント工業の処理場のことである。	・当処分場で計画している逆浸透膜処理のメンテナンスは点検項目に応じて適切な頻度で実施しますし、交換後の逆浸透膜については、当処分場外において適切に処理することとしています。 ・隣接の一般廃棄物最終処分場における水処理施設の維持管理については、適切に実施されていると認識しており、放流水の定期的な水質検査についても問題ない結果となっています。また、県や鳥取県西部広域行政管理組合も定期的に立入検査を行って厳格な監視・指導を実施しており、問題はなかったと確認しています。 ・当処分場の水処理施設においても、今までのノウハウを活かした適切な維持管理が実施されるものと考えますし、事業主体として維持管理を業務委託する当センターの職員による作業状況の点検、環境保全協定に基づく監視委員会による監視、県による法に基づく立入検査など、複数の観点からチェックが行われる予定です。

見解書番号	分類	意見	見解	再見解書番号	再意見	再見解
[96]	水質	【S.No. 56/3-28、3-29】①表3-3-15(1)塩川のダイオキシン類測定結果によると、塩川のダイオキシン類濃度は、環境省の環境基準以下であるが、西部地区主要海域と比較すると約10倍とその濃度は既に高い。流域内には既設中間処理場等の施設もあるが、何が原因であるのか環境影響調査で説明願います。	・今回実施した生活環境影響調査は、廃棄物処理法及び県設置手続条例に基づく廃棄物処理施設の設置手続の一環として、国や県の指針に基づき実施したものであり、当該施設の設置に伴い周辺地域の生活環境に及ぼす影響を調査・予測・分析し、必要な対策を講じて生活環境に配慮した適切な事業計画とするための調査です。 なお、当処分場に係る生活環境影響調査は、[71]第2段の回答のとおり、適切に実施したものと考えています。 ・国によると、ダイオキシン類とは、物の焼却+E121:L124過程等で自然に生成される物質で、環境中に広く存在していますが、量はごく微量です。ダイオキシン類に係る基準はTDI（耐容一日摂取量）を基に設定されていますが、このTDIとは、その量までは人が一生にわたり摂取し続けても健康に対する有害な影響が現れないと判断される1日体重1kg当たりの摂取量のことであり、一時的にこの値を多少超過しても健康を損なうものではないとされています。 ・県においては、平成26年度から塩川（8～9地点）におけるダイオキシン類の調査を継続して実施されており、その結果は、全地点において水質及び底質（川底の土）とも環境基準を下回っており、また、これまでの他河川や海域の調査結果と比較しても特段の違いはなく、問題は無い状況であることを県から確認しています。 なお、海域との比較については、環境省がまとめた全国調査においても河川の値が海域の値よりも高くなる傾向となっています。 また、塩川（水質）におけるダイオキシン類の検出については、これまでの調査結果から、土壌中に残留している水田用除草剤（現在は製造中止）に起因しているものと推定されることを県に確認しています。	[96-1]	1. 塩川のダイオキシン類濃度は、環境省の環境基準以下であるが、西部地区主要海域と比較すると約10倍とその濃度は既に高い。塩川流域内には既設中間処理場等の施設もあるが、何が原因であるのか環境影響調査で説明すべきです。センターは「既に其他河川と比較しても特段の違いはなく、問題は無い状況であることを県から確認を受けている。」と説明しているが、観測数値を示し、その比較検討結果を生活環境影響調査書に記載すべきです。数値でその回答をすることを求めます。 1. 1塩川には、以前は3カ所の大きな泉があり、川ガニ・川ゴズ・シジミ貝等きれいな水に生息する魚介類が生息していた。しかし、今はほとんど見受けられない。今回の生活環境影響調査では魚介類の水中生物のベースラインとしての調査はないが、塩川は既に大きな環境負荷を負っている。その原因究明を行うべきである。原因究明なくして、左記の「センターの説明では安全であることの証明にはならない。」ので、原因究明のを行うことを求めます。 1. 2CEC報告書にH24年に左記ダイオキシン類濃度がSt.4地点で1.2pg-TEQ/Lが観測されH26年2月に住民が指摘した。県はH26年4月から2カ月に1度の観測を開始し、これまで約3カ年の貴重な資料がある。見解書の回答のような言葉にて説明するのではなく、数値で示すべきである。また、この観測時には各測定地点の流量観測資料もあるので、併記すること。これらの貴重な資料に基づきSt.1～St.4のダイオキシン類濃度の増加原因の究明が可能となるはずである。原因究明を行うべきである。センターの説明のように、塩川は、日野川水系・佐陀川水系・西部地域の主要河川の測定値と比較しているのならば、県から口頭説明でなく、これら塩川・其他河川との貴重な資料を開示すべきである。塩川は既に大きな環境負荷を負っているの、St.1～St.4のダイオキシン類濃度の増加原因の究明をするべきである。	・見解書[96]前段のとおり、当処分場に係る生活環境影響調査は廃棄物処理施設の設置手続の一環として、当該施設の設置に伴い周辺地域の生活環境に及ぼす影響を調査・予測・分析し、必要な対策を講じて生活環境に配慮した適切な事業計画とするための調査であり、見解書[71]第2段のとおり、適切に実施したものと考えます。  ・なお、見解書[96]後段のとおり、ダイオキシン類の調査結果から、塩川において問題がない状況であること、及び水田除草剤に起因していると推定されることについて、県に確認しています。
			[96-2]	96) 意見者は塩川ですでに確認されているダイオキシンの発生源を解明の必要性を言っている。つまり既存の中間処理場、一廃処分場による水質汚染の可能性があればその上に新たに産廃処分場からの水質汚染のリスクを塩川流域が負う可能性があるということを知り権利がある。産廃処分場としても自分たちが汚染物を流出させたのではないことを証明するためにも、隣接する二つの処分場の現況がどうなのかを詳しく確認調査しておくべきではないか。	・塩川におけるダイオキシン類の検出の原因については、見解書[96]後段のとおりです。 ・なお、隣接の一般廃棄物最終処分場の処理水についてもダイオキシン類の排水基準を下回っていることを確認しています。	
			[96-3]	また、水田除草剤に起因しているという根拠の「これまでの調査」は具体的にはどのようなことなのか。推定ではなく、重要なことなので正確に調査して科学的な根拠を示して欲しい。近隣の河川沿いも同時期には同じような水田除草剤（農家の多くは■■の資材を利用することが多く除草剤の種類もほぼ■■の推奨品で統一されるか、または近隣の農家同士の情報交換などで効果的な資材のうわさがあれば多くの農家の購入動機となり似たような薬剤を使用することになる）を使用していたと思われるのになぜ塩川だけが数値が高いのか。違いは上流に汚染物をながす可能性の高い施設の有無しかないのではないか。だからこそ県はダイオキシン類対策特別措置法に基づくモニタリング（98）を塩川を中心に実施したのではないか。この特別措置法は平成11年には施行されていたが二つの処分場が10～20年以上前からすでに上流に操業しているにもかかわらず県がモニタリングを実施したのはたった3年前である。この間にも住民たちの間では河川の生物の死滅などの変化や紫色の水が流れ出たなどの証言があり、それらについて管理者は行政または周辺住民に事実報告や改善の施策報告などをしたという話は一切無い。	・塩川におけるダイオキシン類検出が水田除草剤に起因すると推定した根拠は、県が実施した調査結果のダイオキシン類の組成割合と周辺が水田地帯である状況から推定したものであり、詳細資料を希望される場合は問合せをいただいとのことを県に確認しています。 ・また、見解書[96]後段のとおり、塩川におけるダイオキシン類の調査結果は、他河川や海域の調査結果と比較しても特段の違いはないものと県に確認しています。 ・なお、県が塩川においてダイオキシン類のモニタリング調査を実施した理由は、平成24年の生活環境影響調査結果に対する地元の不安の声があったためであることを県に確認しています。	
			[96-4]	県も県民の生活環境汚染の可能性が考えられる施設への定期検査や確認をすることもなく、産廃処分場計画による調査があってから初めて塩川の異常を察知して、事業計画に必要な環境生活調査の有利なデータが必要なためにモニタリング地点の高い数値を示したところを急いで改修工事を進めて（壺瓶山の麓の塩川の突然の工事）今日の基準値以下のデータがでるようになったことでそれを塩川ダイオキシン汚染の火消しに使っている・・・ということか？	・県が法令に基づき、特定施設や一般環境中のダイオキシン類の調査を継続して実施していることについて、県から確認しています。 ・県が実施している塩川の河川工事は、平成25年の豪雨により被災した護岸の復旧工事等として行っているものと県から確認しています。	
			[96-5]	【参考再意見】 環境プラント工業もつい数ヶ月まえから自治会に水質検査の定期報告を急に始めている。この計画がでてから住民が指摘したためだと考えられる。旧淀江町との協定には周辺住民、地権者などへの検査報告の義務がかかれていたのではないか。それを十数年間怠っていたといういいかげんな企業体質がここにきて露呈はじめており、この企業を推奨する根拠はどんどんくずれていっている。	【参考再回答】 ・隣接の一般廃棄物最終処分場に係る環境プラント工業の対応については、当該処分場の設置時における決め事に基づき適切に対応しているものと聞きしています。	
[97]	水質	【S.No. 56/3-28、3-29】②塩川のダイオキシン類測定結果(表5-5-4:頁5-5-10)から読み取れる結果は、H24/5/23に最下流の測定点であるSt4地点で環境基準を超える1.2pg-TEQ/Lであった。従い一般廃棄物処分場St1からその間に流入した河川水は環境基準を超える1.2pg-TEQ/L以上の汚染水が流入していたこととなります。その原因を影響調査にて明らかにすべきと思います。エイト日技にその原因に関する所見を求めます。	・[96]後段と同じ回答です。	[97-1]	2. なぜ、センター・エイト日技はCECの実施したH24年の2回の観測結果のみを報告書に添付しているのみである。左記の回答[96]のあるような貴重な資料があるのならば、左記の言葉での説明でなく数値で示し、生活環境影響調査報告書に記載すべきである。そして、塩川のSt.1からSt.4の間でダイオキシン類濃度高くなっている原因を究明すべきである。何故、実施しなかったの？すぐ実施することを求めます。	・再見解書[96-1]のとおりです。

見解書番号	分類	意見	見解	再見解書番号	再意見	再見解
[98]	水質	【S.No. 56/3-28、3-29】③表3-3-16(頁3-29):塩川下流の佐陀新田公民館でも「土壌のダイオキシン測定結果」は、その他地区の約10倍となっている。塩川は既に、その他近傍の河川より自然環境に大きな負荷を与えているものと考えられる。塩川全体のモニタリングシステムが必要と考えるが、エイト日技の見解を求めます。	・佐陀新田公民館(白浜浄化場の西側)の土壌で測定されたダイオキシン類については、環境基準の1000分の1程度の値であり、全く問題のない結果であることを県から確認しています。 ・塩川全体のモニタリングについては、ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく監視(モニタリング)を県が平成26年度から既に実施されており、全ての地点で水質、底質(川底の土)とも環境基準を下回っていること、また、他河川と比較しても特段の違いはなく、御意見にあるような「その他近傍の河川より自然環境に大きな負荷を与えている」ということはないことを県から確認しているところです。	[98-1]	3. 塩川流域のみに土壌中に残留している水田用除草剤(現在は製造中止)に起因しているものと推定しているが、西部地域の主要河川のダイオキシン類測定濃度結果を提示し、報告書に記載すべきである。「その他近傍の河川より自然環境に大きな負荷を与えている」ということはないことを県から確認している」との県の説明のようだが、センターはそれらの観測数値を示して生活影響調査書に掲載すべきです。これはコンサルタントであるエイト日技が実施する業務であるが、センターがこの「事業計画書」を作成したので技術的問題点もセンターが責任を取ると理解する。因みにエイト日技作成の「事業計画(案):平成28年10月」と事業センターの縦覧「事業計画書」はほぼ同じである。	・再見解書[96-1]前段のとおりです。
				[98-2]	98) 意見者は塩川と他の地区との比較で塩川だけが異様に高い数値だという点を問題視しているのに、見解では塩川の数値が環境基準内だから問題ではないというずれた論点で回答している。	・見解書[98]後段のとおり、塩川のダイオキシン類は、他河川と比較しても特段の違いはないことを県に確認しています。
[99]	水質	【S.No. 56/3-28、3-29】④エイト日技はCECが24年に実施した2回の水質検査資料を掲載しているのみである。エイト日技は確か審査検討報告書の中で環境基準を超える1.2pg-TEQ/Lを超えていると鋭い指摘があった。住民側がH26年2月にこのことを指摘すると、県はH26年4月から隔月で、水質・底質・流量の観測を行っている。何故、この貴重な資料を調査資料として採用し、検討を行っていないのか? 事業センターは、何故エイト日技へ情報提供をしていないのか?	・当センターが業務委託した審査検討委託業務報告書(平成28年3月)において、「環境基準を超える1.2pg-TEQ/Lを超えている」というような指摘はありません。 ・また、塩川等におけるダイオキシン類の測定結果については、県の常時監視結果報告書として公表されたものについて、生活環境影響調査結果書に掲載しています。ここでは、塩川等における水質・底質のダイオキシン類調査結果を環境基準と比較整理しており、全ての地点において環境基準を達成していることを確認しています。	[99-1]	4. そのような結果があるのならば、CECの実施したH24年の2回の測定結果のみを掲載するのではなく、県の実施している水質調査結果約3年分の貴重な資料を掲載して、技術的なアプローチをすべきです。 5. 「県の常時監視結果報告書として公表されたものについて、生活環境影響調査結果書に掲載しています。」との左記回答ですので、その表番号及び頁を教示願います。どこにあるのか?掲載箇所をご教示願います。 ・審査検討委託業務報告書(平成28年3月)及び縦覧「事業計画書」には、CECの実施したダイオキシン類の測定結果(H24年の2回の測定家結果)のみを表にて記載している。県が実施した約3年間の貴重な資料を調査資料として採用し、検討を実施し、報告書に記載し、下流地点St.4でダイオキシン類濃度が高くなっている原因究明し、事業計画書に掲載することを求めます。	・再見解書[96-1]前段のとおりです。 ・なお、県の常時監視結果報告書として公表された結果については、縦覧した事業計画書の生活環境影響調査書(15-3-28)に掲載しています。
				[99-2]	99) 意見者とセンターの見解が同じ資料に関してなぜこんなに違うのか? 審査検討委託業務報告書平成28年3月の該当部分を示して欲しい。	・見解書[99]前段のとおり、当該報告書において、そのような指摘はありません。
[100]	水質	【S.No. 58/5-5-9】①エ ア)の調査結果説明では、「ダイオキシン類測定結果は、表5-5-4に示すとおりであり、環境基準を満足する。」との記載である。しかし、観測日平成24年5月23日の参考資料の表(流量)と表5-5-4のダイオキシン類の濃度を比較すると、一般廃棄物処分場の調整池下流点(St.1)と最下流観測点St.4の間でその濃度は高くなっている。即ち、この間で環境基準(1.0pg-TEQ/L)を超える濃度(St.4で1.2pg-TEQ/L)となることから、この間にその汚染源があることを示唆する状況が観測されたことになると思います。	・塩川(水質)におけるダイオキシン類の検出の要因については、県として[96]後段の回答のとおり推定されていることを確認しています。	[100-1]	1. [S.No.56]と同じ見解です。St.1とSt.4の間で、この間にその汚染源があることを示唆する状況が観測されている。その原因を究明すべきである。回答[96]後段で、センターは「県においては・・・、これまでの他河川や海域の調査結果と比較しても特段の違いはなく、問題はない状況であることを県から確認している。」と説明している。何故、県任せにするのか。センターが「事業計画書」を作成しているのならば、その貴重なデータを観測数値で示すのが報告書作成者の義務ではないのか?(本来ははコンサルタントだと思うが、センターで作成しているとの説明であるので、センターへ実施を求めます)。	・再見解書[96-1]のとおりです。
[101]	水質	【S.No. 58/5-5-9】②その汚染源を確認し、その影響評価を実施する必要があると思います。エイト日技が実施している「別案検討委託業務」にてカバーされているものと期待していましたが、全くその逆の調査結果の説明です。エイト日技の所見を求めます。	・[96]と同じ回答です。	[101-1]	2. H26年2月、住民側から、CEC作成の報告書にて、環境基準を超える1.2pg-TEQ/Lが観測されていたことを指摘、県は同年4月より各月の観測を開始した。何故この貴重な資料を利用して、St.1~St.4のダイオキシン類濃度が増加している原因を究明し、環境影響調査報告書にその調査・検討結果を明記し説明すべきである。既に塩川はその他河川に比較して高い環境負荷を負っているため、その原因を追求すべきことをセンターに求めます。	・再見解書[96-1]のとおりです。
[102]	水質	【S.No. 58/5-5-9】③従い、報告書の記述で「健康項目及びダイオキシン類の・・・、全ての項目で環境基準を満足する。」との記述はあやまりである。	・国が定める水質汚濁に係る環境基準(人の健康の保護に関する環境基準)及びダイオキシン類による水質汚濁に係る環境基準は、年間平均値で評価(全シアン、PCB、アルキル水銀を除く)することとなり、測定結果が全ての項目で環境基準を満足していることから、記述に誤りはありません。	[102-1]	3. エイト日技は、別案検討にて検討を行わず、CECの実施したH24年4月と9月のデータを採用して、報告書を作成したのみである(コピーペーストのみ)。貴重なデータがあるにもかかわらず、何故これらを使用し、ダイオキシン類濃度増加の原因の究明を行うべきである。表5-5-4(15-5-10頁)のCECの2回の測定結果のみで、環境基準を超える1.2pg-TEQ/Lがある表を添付しており、その説明として「健康項目及びダイオキシン類の・・・、全ての項目で環境基準を満足する。」とは言えないのに、採用した表とその説明に矛盾点がある。なぜ矛盾した説明を行ったのか、その回答を求めます。	・再見解書[96-1]のとおりです。 ・なお、環境基準を満足している件については、見解書[102]のとおりです。
[103]	水質	【S.No. 58/5-5-9】④また、鳥取県生活環境部はH26/4から塩川のダイオキシン類濃度、底質のダイオキシン類濃度を含む水質検査、流量観測を実施しております。これらの貴重なデータを汚染源の検討に供されるべきです。事業計画書の15「生活環境影響調査結果書」には全く記述がない。塩川はその他西部地区の他の河川よりも既に高い環境負荷を受けている。その原因を究明する必要があります。	・県による塩川ダイオキシン類調査の結果の扱いについては、[99]後段と同じ回答です。 ・また、塩川が他の河川より高い環境負荷を受けているのではとの御指摘については、[98]後段と同じ回答であり、そのような事実はないことを県から確認しています。	[103-1]	4. S.No.58③の回答は、CECの実施したH24年の資料コピーのみである。左記意見書に述べるように貴重な資料を収集しているため、これらの資料、また西部地域の河川のダイオキシン類等の濃度を比較し、技術的な説明を求めます。県で口頭(?)で確認するのではなく、何故報告書に記載しない。記載すべきである。	・再見解書[96-1]のとおりです。



見解書番号	分類	意見	見解	再見解書番号	再意見	再見解
[104]	水質	【S.No. 58/5-5-10】・頁3-28, 3-29のコメントを参照のこと。	・ [96] と同じ回答です。	[104-1]	1. 見解書(2)S.No. 56と同じ意見書です。回答を求めます。	・見解書 [96] のとおりです。
[105]	水質	【S.No. 58/5-5-17】②頁3-28, 3-29、5-5-10を参照。	・ [96] と同じ回答です。	[105-1]	1. 見解書(2)S.No. 56と同じ意見書です。回答を求めます。	・見解書 [96] のとおりです。
[106]	水質	【S.No. 58/5-5-17】②5-5(1)3: 「農業用排水路から100倍希釈地点として設定したSt4の間で河川水を利用・・・」と説明があるが、表5-5-11の排出基準は10pg-TEQ/Lである。100倍希釈濃度は排出基準10pg-TEQ/Lの1/100であるから河川水の濃度は0.1pg-TEQ/Lとなるのでは? 100倍希釈地点という水質が良くなったイメージを与えるので、流量が100倍地点と訂正のこと。	・管理型最終処分場の放流水に係るダイオキシン類の基準は10pg-TEQ/Lですが、実際に放流する濃度は更に低くなると見込まれます。また、当処分場由来するもの以外のものもありますので、単純に100倍希釈地点における河川水中の濃度が0.1pg-TEQ/Lになるわけではありません。 ・100倍希釈地点(St.4)とは、河川等の水量が、当処分場からの放流水の量のおおむね100倍となる地点のことです。よって、当処分場由来の放流水自体がおおむね100倍に希釈されることとなりますので、訂正の必要はないものと考えます。	[106-1]	2. St.1とSt.4の濃度比較  2. St.1とSt.4の濃度比較 測定日      St.1      St.4      濃縮 H24/05/23    0.063    1.2      19.0 H24/09/23    0.052    0.12     2.3 H29/04/28*   0.051    0.21     4.1 *県の測定結果(自治会回覧H29/6月)、その他は⑮表5-5-4  一般には、放流許容濃度10pg-TEQ/Lであれば、きれいな水の流入ならば流量の100倍であれば100倍希釈と言えるが、100倍希釈地点でなく、指針にもあるように流量100倍地点と訂正すべきです。上記表にあるように、塩川のSt.1とSt.4間では希釈でなく、濃縮された結果となっている。100倍希釈地点とは誤ったイメージを与える。センターは、住民側が指摘した以降、一時期100倍流量地点としていた。上記表にあるように、希釈どころか濃縮となっている上記の事実があっても、希釈と主張するのですか? 3. 左記後段の説明はおかしい。「流量が100倍ならばOK、しかし100倍希釈とは違う」。指針にあるように、流量100倍地点とすべきです。住民が安心するような造語「100倍希釈地点」を使用することなく、指針・条例(?)にある流量100倍地点を使用すべきです。センター上記の事実を示されても、100倍となっておらず、希釈どころか濃縮されているから、住民はその原因究明を要請してるのです。センターはこれまで上記事実を住民が示しても、全く理解していなかったことになる。住民を侮るなかれ!!センターが完成検査をパスさせた測定値に基づき、上表は作成されている(出典も明記済み)のに、ここにいたってまだ「100倍希釈」の用語を使用するのですか?県条例に従って「流量100倍地点」を使用することを求めます。	・見解書 [106] 後段のとおりです。
[108]	水質	【S.No. 70/6-6】・観測日平成24年5月23日の参考資料の表(流量)と表5-5-4のダイオキシン類の濃度を比較すると、一般廃棄物処分場の調整池下流点(St.1)と最下流観測点St.4の間でその濃度は高くなっている。即ち、この間で環境基準(1.0pg-TEQ/L)を超える濃度(St.4で1.2pg-TEQ/L)となることから、この間にその汚染源があることを示唆する状況が観測されたことになると思います。	・塩川(水質)におけるダイオキシン類の検出の要因については、県として [96] 後段の回答のとおり推定されていることを確認しています。	[108-1]	1. 左記回答は意見書(1)の回答となっていない。S.No. 56を参照のこと。センターは「既にその他河川と比較しても特段の違いはなく、問題はない状況であることを県から確認を受けている。」と説明している。観測数値を示し、その検討結果を生活環境影響調査書に記載すべきです。数値も出典の明らかなものでない限り、左記の回答を数値で示すことを求めます。同時に汚染源の原因を究明し、その回答を求めます。	・再見解書 [96-1] のとおりです。
[109]	水質	【S.No. 70/6-6】・従い、表6-1-1(5)の(1)「健康項目及びダイオキシン類」の下流河川等のSt1~St.4のすべての地点において、全ての項目で環境基準を満足している。」との記述は誤りである(頁5-5-9のコメントも参照)。	・ [102] と同じ回答です。	[109-1]	2. 回答[102]は、誤りである。表5-5-4(⑮5-5-10頁)にはCECの観H24年の2回の観測果がある。この表に基づいた説明である。表5-5-4(⑮5-5-10頁)と表6-1-1(5)の(1)の比較をもとめます。St.4で1.2pg-TEQ/Lと環境基準を上回る値を示しているが故、回答[102]は、誤りである。」との意見である。県は自治会住民の指摘により、St.4で環境基準を超える濃度1.2pg-TEQ/Lを示され、H26/4月から観測地点も増やし計測を継続している。CECの2回の観測結果だけでなく3カ年の貴重な資料を使用し、St.1~St.4間でダイオキシン類の増加原因を究明を求めております。	・再見解書 [96-1] のとおりです。
[110]	水質	【S.No. 70/6-6】・また、St.4地点で1.2pg-TEQ/Lの高ダイオキシンを検出しているため、St.2~St.3及びSt3~St.4の間で高ダイオキシンが流入していたと推測されます。その汚染源を明確にするのが環境影響調査の大きな調査・解析項目である。検討結果を明記願いたい。	・ [96] と同じ回答です。	[110-1]	3. 塩川には、以前は3カ所の大きな泉があり、川ガニ・川ゴズ・シジミ貝等きれいな水に生息する魚介類が多数生息していた。しかし、今はほとんど見受けられない。今回の生活環境影響調査では魚介類等の水中生物のベースラインとしての調査はないが、塩川は大きな環境負荷を既に負っている。そのダイオキシン汚染源の原因究明を行うべきである。原因究明なくして、センターの説明のように安全であることの証明にはならない。センター・エイト日技は、CECの実施したH24年の2回の観測結果のみを報告書に添付しているのみである。左記の回答[96]にあるような貴重な資料があるのならば、左記の言葉での説明でなく数値で示し、生活環境影響調査報告書に記載すべきである。そして、塩川のSt.1からSt.4の間でダイオキシン類濃度高くなっていく原因を究明し、その回答を求めます。	・再見解書 [96-1] のとおりです。

見解書番号	分類	意見	見解	再見解書番号	再意見	再見解
[111]	地下水	説明会による地下水の流れの説明では、飲み水への悪影響が大変心配です。実証実験を住民の前で行なってください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>当処分場の地下水汚染防止対策として、2重の遮水シートにペントナイト混合土層を加えた3重の遮水構造、電氣的漏えい検知システム及び処分場周縁地下水の定期検査などによる多重の安全対策（マルチバリア）を講じることにより、地下水が汚染されないよう万全を期する計画です。</li> <li>遮水シートは50年以上の耐久性があるとされており、当処分場が廃止されるまでの期間以上の耐久性を備えているものと考えています。電氣的漏えい検知システムは万が一、上部シートが破損し浸出水が漏えいした場合に、その破損箇所を速やかに特定するためのシステムであり、破損箇所の補修期間中は、ペントナイト混合土層及び下部シートにて漏水を防止します。地下水の定期検査は、浸出水が地下に漏れていないことを確認するために、埋立地周囲の地下水観測井戸（4ヶ所）及び地下水集水ピットにおいて定期的な水質検査（モニタリング）を行うものであり、その結果は公開します。</li> <li>また、県も定期的に法令に基づく立入検査や水質検査を行い、厳格な監視・指導を行うとされていることから、浸出水の地下水汚染による水源地及び飲料水への影響はないと考えています。</li> <li>地下水は地下を流れているものであり、実際の流れを実証実験により皆様にご提示することは困難です。浸出水が地下水に漏れないことを確認するため、処分場建設工事の際、電氣的漏えい検知システムの実証実験を住民の皆様にご覧いただくことについて検討したいと考えています。</li> </ul>	[111-1]	111) 破損箇所を検知したときに、具体的にどのように補修方法をとるか、どのような想定がしてあるのか。シミュレーションされている事故・トラブルとその処理方法を示してほしい。また、それにかかる工事金額、補修金額を具体的に他県の例で説明でもよいので示されたし。	<ul style="list-style-type: none"> <li>万が一、上部シートが破損して浸出水の漏えいを検知した場合の対応については見解書[35]のとおりです。他県の処分場において、埋立初期に重機の接触により遮水シートが破損して漏えい検知システムが作動したため、廃棄物を除去して直接シートを補修した事例があると承知しています。</li> <li>なお、遮水シートの事故に関しては、見解書[36]前段のとおり、他の時期と比較して遮水構造施工時及び埋立初期段階にその破損可能性が比較的高くなることから、とりわけこの時期において遮水シートを損傷させないように、丁寧な施工や埋立作業を行うと共に、電氣的漏えい検知システムにより、より一層の安全を保つこととしています。</li> </ul>
[117]	地下水	8 米子市の地下にある貯水盆へ処理水流入する可能性があるという聞き取り。米子市の上水道は米子市、境港市、日吉津村等、多くの方が利用する大切な命の水です。これだけの人数の人に影響する可能性がある事業は実行すべきことではありません。事業センターや県には何かあったときの補償の財源はどこですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>当処分場の浸出水（埋立廃棄物に触れた雨水等）は、逆浸透膜処理を含む高度な水処理システム等により、国基準よりも良好な水質として放流する計画です。実際の放流水については、定期的なモニタリングを継続実施して問題がないことを確認し、その結果は公表します。さらに県も定期的に立入検査を実施し、検査をされる予定であることを確認しています。よって、当処分場の放流水が、米子市の上水道に影響を及ぼすことはないと考えています。</li> <li>なお、塩川と福井水源地の間には尾根や壺瓶山があり、塩川の河川水が福井水源地の貯水盆に流入することは地形的に考えにくい状況です。</li> <li>また、環境保全協定の中で、事故発生時の措置とともに、処分場に起因する損害への補償について規定することとしており、損害補償の財源については、保険に加入することとしています。万一、保険金で対応しきれない場合には、県と協議したいと考えています。</li> </ul>	[117-1]	117) 米子市の水道事業に関わっている地質専門の教授が福井水源地方向に産廃処分場計画予定地からでた汚水が向かう可能性があるという聞き取りが、技術者会議をひらいて公にきちんと協議してみたらどうか。これは非常に大事な点で、本来は条例手続きいぜんの事業計画をたてるための調査の段階でなければおかしい。二億円ちかくも計画費に使っているのに計画に重要な技術者会議が一度も行われていない。積み木でビルを造ろうとしているいきあたりばったりの計画ではないか？早急に技術者の専門会議をマスコミ・住民に公開で開くべきだ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>再見解書[71-4]のとおりです。</li> </ul>
[119]	地下水	【S.No.25】①エイト日技は、環境影響評価の調査に県・センターがH25年度・H26地下水流向等調査を必要と判断し実施した地下水三次元浸透流解析が不要と判断されたならば、その理由は？	・[81]後段と同じ回答です。	[119-1]	1. 左記の回答は意見書(1)の回答となっていない。地下水三次元浸透流解析が不要と判断されたならば、その理由は？再度、見解を求めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>当処分場に係る生活環境影響調査において、地下水三次元解析を実施していない理由は、見解書[81]後段のとおりです。</li> </ul>
				[117-2]	補償の財源となる保険加入とは具体的にどのような会社のどんな保険で、どれくらいの限度額の補償なのかを具体的に。また県は上限金額いくらまでならセンターに補填できると想定しているのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>万一の対応のため、保険に加入することとしていますが、どこを引受先として、どのような内容で加入するかは今後検討することとしています。また、県の補填額については、状況に応じ県と協議することとなるものであり、現時点ではお答えできかねます。</li> </ul>

見解書番号	分類	意見	見解	再見解書番号	再意見	再見解
[120]	地下水	【S.No. 25】②何故、県・センターはこの地下水流向等調査委託業務が重要と考え実施したのに、今回は調査項目にならず「事業計画書」に記載がないのか？その理由は？センター及びエイト日技に回答を求めます。	・【81】後段と同じ回答です。	[120-1]	2. 左記の回答は回答となっていない。H22年、H26年作成の生活環境影響調査では、2次元及び3次元地下水解析を行っている。また、エイト日技も地下水解析は生活環境影響調査には必須で、この別案検討の見積書で3,900万円と積算、H27年9月県議会で承認されている（その中に地質調査〔現場透水試験〕も含む・地下水3次元解析：1,400万円を積算）。県・センター・エイト日技も地下水解析は必須あったと理解していた。H27/9月の補正予算で承認、10月契約調印で業務を開始した。左記意見書(1)の回答を求めます。H20～22年のCECが実施した生活環境影響調査には二次元地下水解析が実施されたが、H24年4月の契約書には見積もり・記載もれであった。センターはH25年6月版報告書（案）の提出直前のH25/4/8に三次元地下水解析の契約をCECと直接行い、その結果をH25年6月版報告書（案）に掲載している。環境プラントはH20年から環境影響調査には地下水解析が必要であると認識していた。センターは、産廃計画地が既存飲料水源地である「小波上の泉」、「福井水源」の上流に位置するため、生活環境影響調査の一環として、浸出水が地下水に混入した場合の影響の検証のために実施してきた（S.No. 3、S.No.24、S.No. 67を参照）。計画地が既存飲料水源地の上流に位置するが故に、県・センターはH25/4月に3次元解析が必要と判断した。S.No. 20にこれまでの3次元解析と各層の透水係数、本計画地から「小波上の泉」までの地下水の到達時間を示す。表にあるように、8年から4,000年、500倍のひらきがある。これで本当に、地下水解析結果として2,400万円の価値があるのか？センターは潤沢な財源を持っていますな！！！！	・当処分場に係る生活環境影響調査において、地下水三次元解析を実施していない理由は、見解書【81】後段のとおりです。  【参考再回答】 ・地下水三次元解析の目的は、参考回答書【327】後段のとおりです。
[122]	地下水	【S.No. 55/2-20】②浸出水が漏水して地下水に混入しても、この4カ所では不明ですので、一般廃棄物処分場2号観測井戸（既設防災調整池北側の2号観測井（下流）L=30mも観測対象とすることを提案します。	・埋立地周囲における地下水監視については、4ヶ所の地下水観測井戸及び地下水集水ピットにおける水質モニタリングによって確認できるものと考えます。	[122-1]	2. 一般廃棄物処分場の調整池直下流の自噴井（H5-L-30m）の水質モニタリング地点に追加することを求めます	・見解書【122】のとおりです。
[123]	地下水	【S.No. 65/5-6-32】・表 5-6-13, 図5-6-17の出典を明記のこと。図5-6-17はCECの測定結果のみである。何故、この「別案検討業務」で行った地下水調査記録が記載されていないのか？ 回答を求めむ。	・環境プラント工業主体時に実施した生活環境影響調査のデータを使用しています。このデータで降水量に対する地下水変動を把握できるものと考えています。	[123-1]	1. 左記の回答は、意見書(1)の回答になっていない。環境プラント作成の報告書からの引用ならば、報告書名・表・図番号、頁を記す出典を明確に表記すべきです。平成20年～28年まで約25冊の報告書が作成されている。どの報告書のどの表・図なのか分らぬ。出典を明記するのが常識である。引用しているのならば、その出典を明記するのが報告書・論文作成の基本中の基本である。センターの左記の回答を本当に信じておられれば、驚くばかりである。また、センターの作成された各報告書にも全てが根拠なきものとなると理解することになるが、それではよしか？⇒Yes or Noで回答を求めます。 2. エイト日技の実施した地下水水位連続観測結果が、何故図5-6-17に反映されないのか？地下水調査にて地下水水位観測の業務仕様になっているのはいか？エイト日技の水位観測結果は、CECの結果と比較すると、「深い地下水」でも降雨の影響を大きく受けている。何故、CECとの結果とは異なり、「深い地下水水」が降雨の影響を受けている観測結果なのか？エイト日技にその理由の回答を求めます。	・出典については、見解書【82】のとおりです。 ・降水量に対する地下水変動のデータに関しては、見解書【123】のとおりです。
[124]	地下水	【S.No. 66/5-6-33】・表 5-6-14地下水調査結果:エイト日技が実施していない。出典を明記のこと。	・環境プラント工業主体時に実施した生活環境影響調査のデータを使用しています。	[124-1]	1. 左記の回答は、意見書(1)の回答になっていない。出典は多分平成24年の観測値であるから、CECの観測結果である。CEC作成の生活環境影響調査の報告書名・表図/番号・頁を明確にすること。出典を明記のこと。意見書(2)S.No. 65(1)を参照のこと。 2. 表5-6-14地下水調査結果の平成24年9月24日及び12月4日実施の地下水の水質調査はCECの作成した出典（どの報告書、表番号、頁）の開示を求めます。左記の回答「生活環境影響調査のデータを使用しています。」では、引用の出典を示したことにはならない。センターは、役所等への提出資料作成に於いて、使用した表・図などは、その出典を明記しないのですか？⇒⇒⇒Yes or Noで回答願います。	・見解書【82】及び【124】のとおりです。

見解書番号	分類	意見	見解	再見解書番号	再意見	再見解
[125]	地下水	【S.No. 67/5-6-36】・図 5-6-18:CECの「浅い地下水」を形成する砂礫層Dcg2の層厚も薄く、またその地下水の流量は少ない。従い、難透水層を形成している火山灰層Dtf1を貫通したボーリングでは、エイト日技の実施した3本、CECの3本のボーリング地点で逸水が生じており、CECの説明のように「浅い地下水」・「深い地下水」の自由地下水面が上層・下層と2つ形成されている。 ・掘削による地下水への影響範囲は、ジハルトの式での算定でOKです。しかし、これは「深い地下水」の地下水三次元解析とは、全く目的が異なるものです(頁5-6-41のコメントを参照)。	・事業計画書5-6-35、5-6-36で示している「地下水水位に影響を及ぼす可能性のある範囲」は、地下水三次元解析とは目的が異なります。	[125-1]	1. 左記回答は意見書の回答となっていない。勿論、詳細設計には反映される。しかし、エイト日技はCEC作成した報告書の審査・検討結果の詳細を熟知してその結果に基づき、H27年7月末、別案検討業務の提案書で地質・地下水調査及び三次元解析を提案した。この業務を、何故実施しなかったのか、その理由を求めます。 2. 意見書(2)S.No. 3、S.No. 24を参照。センターは、県と相談上、H25年度・H26年度地下水流向等調査を約2,400万円で行った。H20~22年のCECが作成した生活環境影響調査には二次元地下水解析が実施されていたが、H24年4月の契約書には記載もれで、センターはH25年6月版報告書(案)の提出直前のH25/4/8に三次元地下水解析の契約をCECと直接行い、その結果をH25年6月版報告書(案)に掲載している。県・センターは、生活環境影響調査には環境省の指針に従って、この地下水解析は必要だと認識・判断した。地下水調査を実施し、その結果をH25年6月版報告書(案)に掲載した。 3. なぜ、別案検討で、エイト日技も必要だと認め、地質・地下水調査(現場透水試験を含む)、地下水三次元解析を提案し、見積額1,400万円見積書を提出し、27/9月の県議会で補正予算化(総額3,900万円)、H27/10月に別案検討契約を締結した。何故、この業務を実施し、解析結果を事業計画書に掲載しないのか。不要であったならば、H25/26年度に実施したCECとセンターの三次元地下水解析の契約は何であったのか?岡大西垣教授にもH25/11月、二次元・三次元地下水解析も実施(解析結果は杜撰)と評価を得ていた。それなのに、なぜ実施しなかったのか、センター及びエイト日技に明確な回答を求めます。	・平成27年度に実施したボーリングデータについては見解書[128]、当処分場に係る生活環境影響調査において地下水三次元解析を実施していない理由は見解書[81]後段のとおりです。  【参考再回答】 ・地下水三次元解析の目的は、参考回答書[327]後段のとおりです。
[126]	地下水	【S.No. 72/⑩-3】・項目「地下水」:「周辺地域の・・・地下水利水に影響を与えないこと。」となっているが、浸出水の3重の遮水層からの漏水がある場合のモニタリングシステム等の構築は?	・地下水汚染防止に関するモニタリングについては、電気的漏えい検知システムの設置及び地下水定期検査による監視で対応します。 ・電気的漏えい検知システムは、万が一、上部シートが破損してもその破損箇所を速やかに特定するためのシステムです。なお、破損箇所の補修中は、ベントナイト混合土及び下部シートにて漏水を防止します。 ・地下水定期検査は、浸出水が地下に漏れていないことを確認するために、埋立地周囲の地下水観測井戸(4ヶ所)及び地下水集水ピットにおいて定期的な水質検査(モニタリング)を行うこととします。	[126-1]	1. 上段の回答「モニタリングシステム等の構築の意図」は了解。どのような施設であれ完全なものはない。センターが作成したH15の産廃処分場候補地選定基準では、「候補地下流に既存及び計画中の飲用水源地が無きこと」としている。この選定基準は土木技術者の常識でもある。処分場計画を推進するのに最も不適格な地点である。第Ⅰ期・第Ⅱ期工事計画で、3重防水工(ベントナイトの上下を防水シートで挟む工法)は、どのようなタイミングで施工されるのか、教示願います。 ①第Ⅰ期・第Ⅱ期工事分を一括して施工、第Ⅱ期に分けて施工(その場合大体の施工間隔)、地下水定期検査による監視に一般廃棄物防災調整池の直下流の既存井戸(自噴井)H5-L=30mを追加することを求めます。 2. どのように施工順にて施工を行っていくのか。第Ⅰ期工区の埋立中の第Ⅱ期工区の底盤、法面・搬入道路株の施工は3重遮水(ベントナイト・シート)の産廃廃棄物の埋立順であるが、ベントナイト厚保50cm・100cmであろうが、完全に長期間に亘り、漏水無しと出来ない。生物に寿命があるように、土木施設にも必ず寿命がある。完全に漏水を防止することなど不可能です。 3. 埋立て深さが約20m以上の箇所の補修には、埋立て土を除去し、左記方法以外に修繕方法はないものと理解する。しかし、センターはH26/2/16(大高公民館にて)の技術説明会では、「県土木技師はシートパイルを打ち込み補修する。」と住民側に説明した(録音記録あり)。上・下部シート間にベントナイト入れた遮水施設に、シートパイル打設を行い補修を行うなど信じられないことを説明、住民側はそれ以降、県・事業センターの技術力に大きな不信を抱いてきている。	・遮水構造を含む処分場埋立地の施工については、まずⅠ期区画のみを施工し、廃棄物の受入を開始します。Ⅰ期埋立完了前にⅡ期区画の施工を行い、Ⅰ期埋立完了と同時期にⅡ期の埋立を開始する計画です。 ・埋立地周囲における地下水監視については、見解書[122]のとおりです。 ・見解書[111]第2段のとおり、遮水シートは当処分場が廃止するまでの期間以上の耐久性を備えているものと考えています。 ・万が一シートが破損した場合の具体的な補修方法については、損傷の状況等を踏まえて、見解書[35]前段のとおり専門家の意見を聞きながら、健全な遮水シートを損傷させないよう適切な工法を選択します。
[127]	地質	【S.No. 23】・CECの現場透水試験では、砂礫が6x10 <sup>-5</sup> cm/sのオーダーで、火山灰層が1x10 <sup>-3</sup> cm/sのオーダーである。 ボーリング孔 H26-No1:GL-39~46mの土質区分はCECが分類した砂礫でなく、エイト日技の分類は風化凝灰角礫岩なのか?半固結・軟岩に相当するのか?エイト日技は透水係数の設定値に矛盾したコメントを行っていることになるが、その見解を求めます。	・H26 No1:GL-39~47mの地質については、ボーリング資料より「風化凝灰角礫岩」と判断しています。	[127-1]	【参考再意見】 2. 砂礫が6x10 <sup>-5</sup> cm/sのオーダーで、火山灰層が1x10 <sup>-3</sup> cm/sのオーダーとある。しかしエイト日技は、一般に砂礫層の透水係数は火山灰層より高いと指摘している。その指摘に基づきエイト日技は、地質・地下水調査(現場透水係数)にて確認する見積りであったが、何ら地下水調査・解析が実施されていない。意見書の回答を再度求めます。[357]④で「・・・「設定した透水係数は火山灰層の方が高かったことことから・・・」とのことだが、誰がどのようにしてこの値を設定したのか?CECの実施した現場透水試験方法、及びその算定内容について意見書(1)で回答を求めている。審査・検討報告書には「原位置試験(現場透水係数など)の数値算出過程までのチェックは実施していない。」との記載、これだけ透水係数の設定に関して問題があることを熟知していた。さらに、H27/7月の見積りには地質・地下水調査(含:現場透水試験)、及び地下水三次元解析の見積書を提出していた。エイト日技に再度、何故住民側のコメントも無視し、CECの透水係数を使用したのか、回答を再度求めます。	【参考再回答】 ・土質区分については、参考回答書[357]④のとおりです。また、平成27年度の予算要求については参考回答書[327]前段のとおりであり、透水係数を確認するためのものではありません。 ・地下水三次元解析で設定した透水係数については、参考回答書[358]⑥のとおり、妥当であったものと考えています。
[128]	地質	【S.No. 34a/⑫-2-4】図 ボーリング位置図(既往資料より):別案検討業務で実施された3本のボーリング結果は何故記載がないのか?	・平成27年度に実施したボーリング調査は、施設の施工方法を検討するため、基礎地盤や地下水状況の把握、地盤改良の必要性等の検討に用いるものであり、今後実施する詳細設計に反映させる予定です。	[128-1]	1. 別案検討業務で実施された3本のボーリング結果はある、何故記載・採用されないのか?そのため地質調査にてH24-No. 2Iには、コアサンプル、コア写真もあり、更にエイト日技は3本のボーリング地質調査も実施したのでその結果を合わせて検討すべきである。勿論このボーリング調査結果は詳細設計にて反映されるが、CECの実施した地下水調査の特に透水係数に関してエイト日技は鋭い指摘を行い、それに基づき地質・地下水調査及び地下水三次元解析(見積額1,400万円)を提案した。何故、現場透水試験を実施し、CECの透水係数の疑義を解明しない。回答を求めます。	・見解書[128]のとおりです。  【参考再回答】 ・透水係数については、参考回答書[380]のとおりです。

見解書番号	分類	意見	見解	再見解書番号	再意見	再見解
[129]	地質	【S.No. 34a/⑩-2-4】ボーリング孔H24-No. 1は、覆土用仮置き場上にボーリングを行ったものであり、GL-0.0mからGL-4.5mまでは覆土用土である。何故、コアサンプル・コア写真もないものを選定したのか？ ・既往資料の出典を明記のこと。	・H24-No. 1のGL-4.5mまでの盛土は覆土用土ではなく、GL-3.8mまでは旧谷地形を埋め立てて造成された地盤、GL-3.8mから-4.5mまでは旧耕作地であると判断しています。このボーリングデータは本事業計画において貯留構造物（盛土堰堤）の直下に位置するものであり、このデータを基に設定した土質定数を用いて貯留構造物の安定計算を実施したものです。 ・当該ボーリングは、処分場の地盤強度を詳細に確認するため、標準貫入試験を密に行ったことから、コア採取は行っていませんが、試験時に採取した試料をサンプル瓶で保管しています。 ・既往資料とは、平成27年度にセンターが発注した委託業務の報告書です。	[129-1]	2. エイト日技が実施していない調査・解析結果、図・表は、その他報告書からの引用する場合は、その出典を明記し作成するのが技術者の基本である。センターもしかりで、エイト日技作成の「事業計画書（案）：H28年10月」に基づき縦覧済み「事業報告書」を作成しているの、その他報告書からの引用は、全て出典を明記すること。後程、誰もトレースできなくなる。それを事業センターは望んでいるのか？CECのH24-No. 1のコアサンプル、コア写真もない、貯留構造物はコアサンプル、コア写真H24-No. 2の近くではないのか？H24-No. 1を選択し、GL-4m～GL-10mまでの土質区分どのように行ったのか？説明を願う。 ・左記の回答はセンター作成したものではない。センターで「事業計画書」作成したと回答しているのは、なぜか？また、貯留構造物は、コアサンプル、コア写真もあるH24-No. 2地点の方が近いのではないのか？ 2. 出典を明記とは報告書名、表または図番号、頁を記載することを求めます。それでは、これからセンター/エイト日技に「事業計画書」にある表・図等につき質問する技術会議の開催を強く求めます。 3. 引用した出典があるのだから、引用した図・表はすべてその出典を明記することが報告書・論文作成の基本です。CECが作成した報告書は約21冊もあります、またエイト日技も付属書も作成しているの、それらを引用する場合も、その出典の明記を求めます。左記回答の既往資料では、CECとエイト日技で作成した報告書は25冊以上あります。引用した場合は、全てその出典を明記願う。 5. H26年4月以降。住民側から度々技術会議の開催を求めているが、開催できない理由でもあるのか、全く開催されず。それで住民の「安心・安全」守るのか？センターは言葉の遊びをやっているだけで、それで丁寧な説明を行っているとは言えない。技術会議の開催を何故躊躇するのか？センターは、経験豊富なコンサルタントを雇用し、「事業計画書」の作成も優秀なセンター職員にて行い、その報告書の技術的チェックも行いに問題なしと判断している。センターが躊躇することなく、技術会議を開催、問題点を明確に住民に説明する責任がある。回答を求めます。	・出典については見解書[82]のとおりです。 ・ボーリングについては見解書[129]のとおりです。また、H24-No1ボーリングは本事業計画において貯留構造物（土堰堤）の位置にあり、H24-No2ボーリングは位置が異なります。 ・H24-No1ボーリングの土質区分については、既往資料の柱状図、及び現地踏査により判断しています。 ・技術会議については再見解書[71-4]のとおりです。
[130]	地質	【S.No. 35/⑩-2-5】表 H24-No. 1 換算表(既往資料より) ボーリング孔H24-No. 1は、覆土用仮置き場上にボーリングを行ったものであり、GL-0.0mからGL-4.5mまでは覆土用土である。何故、コアサンプル・コア写真もないものを選定したのか？ ・既往資料の出典を明記のこと。	・[129]と同じ回答です。	[130-1]	1. その他報告書からの図・表などの引用には、全てのその出典を明記のこと。報告書作成の基本である。意見書の回答を求めます。表H24-No. 1換算表(既往資料より)の既往資料とは？ 2. S.No. 34a見解書(2)と同じ。出典を明記。	・見解書[82]のとおりです。
[131]	地質	【S.No. 36/⑩-2-5】表 土質定数一覧表(既往資料より：表3-3-4) ①既往資料の出典を明記のこと。	・[129]後段と同じ回答です。	[131-1]	1. 表3-3-4の出典を明記。何故、コアサンプル、コア写真のあるH24-No. 2でなく、これらのないH24. No. 1を選定して⑩-2-5頁の作表を行ったのか？また、表 土質定数一覧表(既往資料より：表3-3-4)はその出典は？センターはH20年からH28年まで約25冊の報告書を保持している。既往資料より：表3-3-4の出典は？	・出典については見解書[82]のとおりです。 ・既往資料については見解書[129]後段のとおりです。
[132]	地質	【S.No. 36/⑩-2-5】②透水係数の確認：粘性土：9.5x10 <sup>-7</sup> cm/s, 1.0x10 <sup>-3</sup> cm/s；大きな違いあり、要チェック？ 砂質土：2.7x10 <sup>-5</sup> cm/s, 1.5x10 <sup>-3</sup> cm/s；大きな違いあり、要チェック？	・各層により透水係数のばらつきがみられており、危険側を想定して最大の透水係数を採用しています。	[132-1]	2. H24. No. 1のCEC作成の柱状図によると、GL-3.8mまでは仮置き盛土で、GL-3.8m～-4.5mは礫混じり粘土、GL-4.5m～-10.1mまで玉石混じり砂礫となっている。H24. No. 1のコアサンプル・コア写真さえないのになぜkpの地点を選択したのか？エイト日技は、コアサンプル、コア写真のあるH24-No. 2を採用しなのか？またエイト日技実施したボーリング調査結果を何故採用しないのか？回答を求めます。クリーガー式・西垣式等のように粒度分布から透水係数を算定する手法はあるが、透水係数とN値と関連させる論文でもあれば開示を求めます。	・貯留構造物の安定計算にH24-No1ボーリングデータを採用した理由は見解書[129]前段のとおりです。 ・平成27年度に実施したボーリングデータを使用しない理由は見解書[128]のとおりです。
[133]	地質	【S.No. 36/⑩-2-5】③粘着力の確認：粘性土：34kN/m <sup>2</sup> , 40kN/m <sup>2</sup> ；粘性土より砂質土が高いか？ 砂質土：40kN/m <sup>2</sup> , 45kN/m <sup>2</sup> ；粘性土より砂質土が高いか？ 砂質土・粘性土の透水係数をチェックのこと。 ・別案検討業務で実施された3本のボーリングで行われた原位置試験結果を記載すべきである。しかし、全くその結果が記載・反映されていない。	・透水係数については[132]と同じ回答です。 ・平成27年度に実施したボーリング調査については、[128]と同じ回答です。	[133-1]	3. 見解書回答[129]では各層で危険側を想定して最大の透水係数を採用としているが、H24-No. 1、-No. 2では現場透水試験を実施していない。どのようにして透水係数を求めたのか？回答を求めます。	・H24-No1、H24-No2ボーリングについて、過去の事業計画において透水係数を求めています、本事業計画では使用していません。
[134]	地質	【S.No. 43/⑬-4-18】表3-3 透水係数 ①出典を明記のこと	・事業計画書⑬-4-18に記載しています。	[134-1]	1. 左記の回答は意見書の回答となっていない。表3-3の地層区分L1、深度GL-6.1m、層厚6.1m、透水係数1.24E-03cm/sの出典。審査検討報告書の表3-3-4地質区分L1c・L1pc、透水係数1.24E-03/1.76E-04/4.47E-05の出典？出典を明記のこと。⑬-4-18の表3-3の出典を明記のこと。最大透水係数k=1.24x10 <sup>-3</sup> cm/sの出典は？審査検討業務報告書の48頁はN値の表、71頁の透水係数の出典は？これまでセンターはエイト作成した報告書も含め約25冊ある。引用したのならば出典を明記するのは報告書作成の基本である。次回、技術会議で表3-3はどこから引用したのかセンター・エイト日技に聞きます。	・見解書[82]のとおりです。

見解書番号	分類	意見	見解	再見解書番号	再意見	再見解
[135]	地質	【S.No. 43/⑬-4-18】③上表(一般廃棄物最終処分場)はGL-6.1~35.5mと下表(産廃最終処分場)GL-6.1~19.5mの透水係数の透水係数をGL-19.5mまでの加重平均を求めている。L1(GL-6.1m:粘性土)の透水係数が $1.24 \times 10^{-3} \text{cm/s}$ となっている。この出典は? CECの片対数上での中央値を採用する算定手法は誤りであったので、エイト日技は加重平均で求めたのですか?	・L1層の透水係数の出典は⑬-4-18に記載しています。地層ごとの透水係数を基に処分場全体の透水係数を求めるにあたり、層厚を考慮した加重平均により計算しています。	[135-1]	3. 表3-3及び審査検討報告書の48・71頁のH20-B3、GL-6.1m、透水係数 $1.24 \times 10^{-3} \text{cm/s}$ の出典は?回答願う。また、表3-3の上段・下段の透水係数(加重平均)は何の意味があるのか?GL-61mから22.0m不飽和浸透流域、GL-22.0m~35.5mは帯水層を形成している。CECによれば「浅い地下水」と「深い地下水」形成している。CECの方対数の中央値を採用したのは、誤りであったのですか。回答を求めます==>Yes/Noで回答を求めます。No.場合はその理由を求めます。	・透水係数の出典は、見解書[143]のとおりです。 ・加重平均については見解書[135]のとおりです。
[136]	地質	【S.No. 43/⑬-4-18】⑤エイト日技は、H27-B'-1をCEC実施のH20-B1の近傍約25m地点に再度実施した。CECのボーリング調査結果にはコアサンプル・コア写真もないので、エイト日技が検証目的で実施されたと思います。比較のためH26-No.1のCECの実施したボーリング柱状図を、CECと同じ土質区分にて作成し提示願います。	・平成27年度に実施したボーリング調査の目的は[128]と同じ回答です。H27-B'-1の調査箇所はH20-B1とは地質が異なることを当初から想定しており、検証目的で実施したものではありません。	[136-1]	5. 回答になっていない。H27-B'-1はH20-B1の約25m北東側に位置し、H27-B'-1をCECの土質区分に柱状図を作成し、H20-B1と比較し提示願います。CECの柱状図からH20-B1は約14mの県道の盛土となっており、標高EL30m以下の柱状図を表している。このような状況で標高30m以下の地質が違うことの想定が出来たのか?その根拠を説明を求めます。	・H20-B1のボーリングは県道盛土部であり、H27-B'-1とは地質が異なります。
[137]	地質	【S.No. 59/5-6-9】・5-6(1)1)エ12行目の水理定数 $k=6.25 \times 10^{-6} \text{m/s}$ 程度はOK? $k=6.25 \times 10^{-6} \text{cm/s}$ 程度では?	・引用文献通り記載しています。	[137-1]	1. 水理定数 $k=6.25 \times 10^{-6} \text{m/s}$ 、即ち $k=6.25 \times 10^{-4} \text{cm/s}$ ということか? $k=6.25 \times 10^{-4} \text{cm/s}$ で溝口凝灰角礫岩は不透水層をなしているのか?ここでは $6 \times 10^{-4} \text{cm/s}$ を不透水層とするのか?引用文献のコピーを開示願います。しかし、引用文献が1969年とは約50年の文献ですね!!!それ以降、多数のボーリング調査が実施されており、地質構造はより正確に把握されていると思いませんか?	・見解書[137]のとおりです。
[138]	地質	【S.No. 62/5-6-25~5-6-30】・何故、この「別案検討業務」で行った3本のボーリング調査結果が記載されていないのか?	・[128]と同じ回答です。	[138-1]	2. [128]は意見書(1)の回答になっていない。3本のボーリング調査結果の記載がされていないの回答になっていない。もちろん、詳細設計には反映されるであろうが、一般土質構造を知る上でも、非常に貴重な地質。地下水調査結果の資料である。掲載すべきである。	・見解書[128]のとおりです。
[139]	地質	【S.No. 62/5-6-25~5-6-30】・図5-6-14、-15、-16は3本(除H20-B2)のボーリング柱状図から作成されたのか? その他の近傍地点の柱状図の投影は行っていないと理解するが、OK?	・隣接の一般廃棄物最終処分場施工時の状況、現地踏査結果、事業計画書の表5-6-10に示すボーリング調査結果並びに既往地質データから事業計画地周辺の地質区分及び地質的特徴を整理し、この結果をもとに作成したものです。	[139-1]	3. エイト日技はCECの実施したボーリング調査のコアサンプルのなく、コア写真もない調査結果・柱状図に疑義を持っている(特に地質屋は他人が実施した調査結果に対して非常に慎重である)。表5-6-10は、CECの実施した既存ボーリング結果のみである、なぜエイト日技の実施した3本のボーリング結果も取り入れ、この表5-6-10に表示しないのか?図5-6-14、5-6-15、5-6-16のこの3図面はCECの4本ボーリング結果に基づき作成されている。エイト日技の実施した3本のボーリング結果は考慮されていないのか?回答を求めます。	・見解書[128]のとおりです。
[140]	地質	【S.No. 63/5-6-27】・別案検討業務で3本のボーリングが掘削され、原位置試験(現場透水試験を含む)等が実施されているはずだが、その記載がない。どこに記載があるのか? エイト日技は、審査検討報告書で透水係数設定に関して非常に鋭い指摘を行っており、それに基づき別案検討業務の地質調査には、現場透水試験も必ず調査項目として見積りに入れているはずである。エイト日技の回答を求めます。	・[128]と同じ回答です。	[140-1]	3. 回答[128]は、意見書の回答になっていない。エイト日技は、審査検討報告書で透水係数設定に関して非常に鋭い指摘を行っており、それに基づき別案検討業務の地質調査には、現場透水試験も調査項目として見積りに入れた。その結果はどこに記載されているのか?回答願う。今後の詳細設計には反映できるであろうが、なぜ別案件検討の提案書の見積り項目を実施していない。さすれば、CECで問題になった透水係数の設定も解決できるとの提案書であった。エイト日技に回答を求めます。	・見解書[128]のとおりです。なお、参考回答書[358]⑥のとおり、透水係数の設定は妥当であると判断しているため、現場透水試験は実施していません。
[141]	地質	【S.No. 64/5-6-31】・表5-6-11、表5-6-12:何故、この「別案検討業務」で行った、地質調査結果が記載されていないのか? 高いコンサルタント料を受け取っているのだから、調査結果は報告書に反映させるべきである。	・[128]と同じ回答です。	[141-1]	1. 見解書[128]は、意見書の回答になっていない。CECの実施したボーリング柱状図の土質区分を変更しているのだから、本別案検討業務で実施したボーリング調査結果を記載すべきです。そしてCECの分類とエイト日技の分類の比較表を掲載すべきです。最小限Dtf2、Dcg2、Dtf1、Dcg1はエイト日技の分類のどの層に当たるのか?その対比表ぐらい添付することを求めます。	・見解書[128]のとおりです。 【参考再回答】 ・土質区分については参考回答書[390]のとおりです。
[142]	地質	【S.No. 64/5-6-31】・中分類のM1, M2, M3, M4ではストレーナーの位置に透水層があるのか、難透水層にあるの判断不可能である。CECの土質区分をなぜ採用しないのか?	・事業計画に必要層に分類したものです。	[142-1]	2. 左記回答は意見書の回答となっていない。CECの採用していた地盤工学会の分類方法が誤っており、地質工学会の中分類M1, M2, M3, M4の分類では、透水層なのか難透水層なのか判断不可能である。CECの土質区分の誤りであり、分類基準を変えたのか?==>Yes or Noで回答を求めます。	・見解書[142]のとおりです。
[143]	地質	【S.No. 66/5-6-35】・ジハルトの式の透水係数 $k=1.24 \times 10^{-3} \text{cm/s}$ (M2以浅における室内透水試験による透水係数の最大値(H25-B3)を安全側として設定とあるが、この透水係数kの記載箇所を求む(審査検討報告書 頁90;表3-3-23)。表3-3-23に示される室内透水試験の粘性土L1pcの透水係数 $k=1.24 \times 10^{-3} \text{cm/s}$ を示している。粘性土が $10^{-3} \text{cm/s}$ のオーダーでエイト日技は疑問を持たないのですか? 回答願います。	・平成26年度に当センターが委託した業務のデータを使用しています。これは当処分場建設により地下水位に影響を及ぼす可能性のある範囲をより広い範囲で設定するため、室内透水試験による透水係数の最大値を採用したものです。	[143-1]	1. 意見書の回答になっていない。CECが作成した報告書名から引用しているにならばその引用した出典を明記すべきである。これまでH20年~28年まで本事業計画に関する報告書は約25冊の報告書がある。どの報告書に記載があるのか?粘性土が $10^{-3} \text{cm/s}$ のオーダーでエイト日技/センターは疑問を持たないのですか?出典を明記のこと。回答願います。CECはエイト日技の審査・検討報告書のなかで、室内透水試験は参考値であると回答していた。その参考値を採用するのか?回答を求めます。 2. また、審査・検討報告書の頁90:表3-3-23に記載される透水係数 $k=1.24 \times 10^{-3} \text{cm/s}$ の出典は? 3. 5-6-35頁に(H25-B3)を安全側として設定:H25-B3の室内透水試験の記載の出典?左記回答では「室内透水試験による透水係数の最大値としている。」矛盾したことを回答している。回答願います。	・見解書[82]及び[143]のとおりです。

見解書番号	分類	意見	見解	再見解書番号	再意見	再見解
[144]	地質	【S.No. 68/5-6-39、5-6-40】・図 5-6-39、図 5-6-40:何故、この「別案検討業務」で行った地質調査結果が記載されていないのか? 記載すべきである。	・ [128]と同じ回答です。	[144-1]	1. 左記回答は意見書(1)の回答となっていない。もちろん詳細設計には反映することは可能である。	・見解書 [128]のとおりです。
[149]	環境保全	◎産業廃棄物最終処分場の建設に反対します。■ ■■■■■■■■■■番地を耕作しています。取水をしていますが処理水を流すことには絶対反対します。排水は国基準と言われるが、すでに一般廃棄物の処理水が流されておりこれ以上は受け入れられません。すでに川のしじみ貝は絶滅しています。今までに一般廃棄物で20年以上我慢してきました。これ以上私たちに負担をかけられるのはどうしても受け入れることができません。排水される水量は1日どれくらいですか。水量がこれ以上増えるのは困ります。雨で河川が氾濫しやすくなり現在でもほ場に水が入ってくる状態です。	・ 当処分場の浸出水(埋立廃棄物に触れた雨水等)は、逆浸透膜処理を含む高度な水処理システム等により処理し、国基準よりも良好な水質として放流する計画です。実際の放流水については、定期的なモニタリングを継続実施して問題がないことを確認し、その結果については公表します。さらに、県も定期的に立入検査を実施し、検査をされる予定であることを確認しています。 隣接一般廃棄物最終処分場に関しても、高度な水処理を行った上で国基準よりも良好な水質の放流水を放流し、県も定期的な立入検査を行っていることを確認しています。 これらの放流水による影響については、当処分場の水質に係る生活環境影響調査により、下流河川において環境基準等を満足すると予測しており、適切な環境保全措置を講じることからも生活環境に支障を生じることはないものと考えます。 ・ 当処分場の水処理施設からの放流水は、最大で1日当たり70m <sup>3</sup> の予定です。処分場設置に伴い流出水量が増加する場合は、下流河川が氾濫しないよう防災調整池により流量調整するよう県の指針で定められています。当処分場においても県指針に基づき防災調整池を改修し、下流河川へ一気に流れないように調整して放流する計画としていますので、現状より氾濫しやすくなることはないものと考えます。			
[150]	環境保全	8, 上記の4・6・7についてはそれぞれの程度の想定またはシミュレーションがなされているのか知りたい。  (※センターコメント:「上記の4・6・7」は、本見解書でそれぞれ[31][35][156]を示す)	・ 検査員による搬入検査については、稼働している県外処分場の事例を参考にしながら適切な検査が出来るような研修・教育を受けさせる予定です。 ・ 地下水汚染対策について、遮水シートの破損が判明した場合の補修は[35]の回答のとおりです。実際の補修の際には専門家等の意見を聞きながら適切に対応します。 ・ 大雨については県指針等に基づき、処分場内の雨水排水路関係はゲリラ豪雨を考慮して50年に一度の雨量を、水処理施設及び浸出水調整槽は埋立と同期間における最大雨量を設定して、適切に処理できる設計としています。 ・ 台風については、強風による影響を考慮して、遮水シートの固定方法等に関し今後の詳細設計で検討する予定です。 ・ 地震については、震度6以上の地震の影響も考慮した施設設計をしています。	[150-1]	150)「適切な対応」これがわからない。他県の事例でよいので具体的な「適切な対応」とやらを聞きたい。どう想定しているのか、想定される事例をすべて示して欲しい。また「専門家」とはどこのだれで、対応についてどのような実績のある人物なのか?	・適切な対応については見解書[35]前段のとおり、他県の事例については再見解書[111-1]前段のとおりです。 ・専門家等については、具体的な事案が発生した段階で、廃棄物工学の専門家や遮水シートメーカーなど、同種のトラブル対応に実績のある方に相談することを想定しています。
[151]	環境保全	私は淀江に産廃処分場を作る事は反対です。私は下泉に嫁に来て60年に成ります。ずっと農業をしてきました。農業で大切な物は土と水と天気です。水は必ず自分の道を見つけて流れて行きます。産廃のゴミのうめられる所は、屋根もなく、雨が入るが、シートや土がしてあって、ゴミを通った水は外には絶対にもれないと聞きました。でも何年も、何十年もしたら必ずどこかに道を作って、毒の水は土に入って下の田畑に向かって流れていきます。そしたら下の人達は野菜も米も作れません。又囲いがなければ産廃の粉じんが出ます。ごみ	・ 地下水の汚染防止対策については、多重の安全対策(マルチバリア)を行うものとしており、国基準を上回る3重遮水構造の設置、電気的漏えい検知システムや地下水定期検査による監視等を行います。万が一、上部シートが破損して浸出水が漏れたとしても原因を追及して速やかに補修しますが、その補修期間中も下部の2重の遮水構造で地下水汚染を防止します。 ・ 搬入廃棄物の飛散防止対策については、埋立地内で廃棄物を降ろす際に必要に応じて散水を行うと共に、即日覆土を行うことにより廃棄物の飛散を防止します。よって、散水した廃棄物	[151-1]	処分場を作るのはやはり反対です。 151 たくさんのゴミの入っているその下のシートをどのように補修できるのか どういうやり方ですか聞きたいです。	・見解書[35]前段のとおりです。

見解書番号	分類	意見	見解	再見解書番号	再意見	再見解
		を入れる時水をかけると有ましたが、入れたあとかわいたゴミに風が吹けば、ふんじんにまじって何がとんで来るか分からない。それが600m離れたうちの畑の野菜にもふりかけられます。 自然の力はすごいです。雨水をバカにしてはいけけない。地下の水をバカにしてはいけけない。風の力をバカにしてはいけけない。何んでこんな水の良い所に、作るのか。たくさん下に人が住む所に作るのか。絶対にやめるべきです。	が乾燥しても、覆土により廃棄物の飛散は防止できるものと考えています。 ・以上のように適切な施設・設備を設置し、適切な維持管理を継続することにより、周辺農作物へ影響が生じないように取り組みたいと考えています。	[151-2]	はじめから水を川に流しこまないやり方はないのですか。九州のような大雨があったら流木どころか産廃が下の家に流れこむのではないのですか。	・当処分場の放流水は、見解書〔117〕前段のとおり、高度な水処理システム等により、国基準よりも良好な水質として放流する計画であり、水質検査も継続実施することで周辺の生活環境に支障が生じないよう万全を期することとしています。 ・本処分場では基準に基づき、米子市の過去の降雨データを用いて設計していること、また本処分場計画地は土砂災害警戒区域等に指定されておらず、現地の状況から土砂災害の危険性も見込まれないこと等から、豪雨に対応できる計画としていますが、他県の事例も参考に、豪雨等異常気象時の具体的な対応マニュアルの作成について検討することとしています。
[153]	景観	3. 米子市の「景観計画区域」内での淀江産廃計画は中止すべきである。米子市景観条例は、米子市固有の景観が、市民全体の貴重な財産であることを考慮し、優れた景観を有する美しい米子市をつくりあげることを目的とし制定された。 この条例により「米子市景観計画」を定め、市民及び事業者並びに市が協力して美しい米子市を守り、つくり、育んでいくため、米子市全域を「景観計画区域」とし、景観に影響を及ぼす恐れのある行為について、規制を設けている。「景観計画区域」内で計画されている産廃最終処分場は、米子市の景観形成にとって、最もふさわしくない施設であり避けるべきである。 以上について県・センターの見解を個別に求めます。  (参考) 県によっては、産廃処分場の設置については、「景観計画区域」から一定の距離以上を設けることを立地基準として定めている。 (事例) 群馬県最終処分場立地基準では「景観計画区域」から100メートル以上距離を設けることになっている。	・当処分場の計画地は、景観形成重点地域には該当しないものの、米子市がその全域を景観計画区域としていることから、景観法及び米子市景観条例の規定に基づき、届出等の必要な手続を行います。 ・産業廃棄物最終処分場が米子市の景観形成にとって最もふさわしくない施設であるとは考えていませんが、処分場周囲に設置する防音フェンス等について景観に配慮した色彩にするなど、最大限景観に配慮した施設整備を行いたいと考えています。	[153-1]	米子市の「景観計画区域」内で淀江産廃計画は中止すべきである。  産廃予定地付近の山陰道をはじめとする主要道路の周辺は、看板の設置について厳しい規制がある。これは、大山の景観を重視することから、当然要請されるものである。 看板を設置することと、産廃を設置することを比較して、大山の景観に及ぼす影響度についてどの様に考えるかセンターの見解を示されたい。	・見解書〔153〕のとおり、法や条例を遵守し、最大限景観に配慮した施設整備を行いたいと考えています。
[154]	健康被害	7 一番心配しているのが健康被害です。早期に気づくためには疾病調査が必要です。公衆衛生的見地でのモニタリングを検討して下さい。	・当処分場では3重遮水構造、電気的漏えい検知システム、高度な水処理施設等を設置して適切な運用を継続するなど、国基準以上の安全対策や適切な維持管理を実施する計画であり、生活環境影響調査の結果でも周辺への影響は殆どないと予測しており、環境保全措置を適切に実施することにより、周辺の生活環境に支障は生じないものと考えています。 また、放流水や地下水等の定期的なモニタリングを継続し、基準等を遵守していることを確認することとしており、県も定期的に法令に基づく立入検査や水質検査を行い、厳格な監視・指導を行う予定であることを確認しています。 ・以上の対応や、国が定める人の健康の保護に関する基準が、人が生涯にわたって摂取し続けた場合でも健康影響が生じない観点を基本として濃度の基準が設定されていること、また、その結果は監視委員会に報告し、必要があれば専門家にも協議して健康影響の面からのご意見をいただきたいと考えていることから、周辺における疾病調査の実施までは考えていません。	[154-1]	③健康や命の心配をしていることに対し、国の基準以上の安全対策をしているから安全だ、モニタリングをするので疾病調査などは不要とのご意見ですが、国基準を守っていても起こる公害もあります。アスベストがよい例かと思えます。すでに生体系に影響を来していますがその調査もされていないようです。国が定める人の健康の保護に関する基準といわれるが、リスクが1個なのと複数リスクでは影響は変わってくるかと思えます。実際に疫学的な観察が必要と思えます。専門家もデータがなければ検討のしようもないです。	・見解書〔154〕のとおりであり、周辺における疾病調査の実施までは考えていません。
				[154-2]	154) どんなにマルチバリアを強調しても、福島原発の崩壊を見た日本人で安全神話を信じる人はいない。産廃処分場も例外ではない。それが地下水脈の真上、民家や田畑の近所であればなおさらである。方が一を想定して近隣住民が疾病調査が必要といっているのに必要ないと言っているのは、本気で方が一に備えたシミュレーションが一切なされていない事業計画だということを表している。 何らかの問題が起きたときに以前の疾病調査データがないことで被害の原因の裏付けが曖昧なものにして、因果関係が認められないという結論を導くための布石が疾病調査の拒否だと解釈した。そのような無責任な事業計画でなく住民の安全安心を誠意を持って示す言葉に嘘がないのなら、またマルチバリアのシステムに自信があるのなら堂々と調査できることではないか？	・再見解書〔154-1〕のとおりです。
[155]	健康被害	私は鳥取県産業廃棄物処理施設の建設候補地半径500m以内で田んぼで水稻栽培を行う者です。米を作るにあたり、水・空気の影響による風評は基より、実際に食べて良いのか不安です。このことについて詳しく説明してください。	・当処分場では〔154〕前段の回答の対応を行うこととしており、また、国が定める放流水の排水基準等は〔94〕後段の回答のとおり、適切な科学的判断を踏まえているものであることから、これらの基準を遵守することにより、周辺農作物に関する安全性については問題ないものと考えています。 ・なお、風評被害については、安全・安心な施設・設備を整備し、適切な維持管理を行うとともに、処分場運営の実態を見ていただくことにより、発生防止に万全を期していくこととします。	[155-1]	155) まず、意見者の500M以内の田んぼで作られたお米を事業期間中毎年、事業センターと県知事副知事、米子市長副市長ですべて買い上げてあげられたらいかがでしょう。それを各ご家庭で召し上がっていただいたら、きっと意見者のかたも住民もある程度納得するのではないのでしょうか。安全安心でしたよね。必要ならお野菜も。風評被害の発生防止にもなると思えます。	・見解書〔155〕のとおりです。



見解書番号	分類	意見	見解	再見解書番号	再意見	再見解
[156]	健康被害	7. 大雨・大型台風・大地震などの災害により処分場施設の破損したことで、水質・土壌・大気への汚染や汚染による健康被害が起こった場合どのような対処をするのか。	・方が一、想定外の災害等によりセンターの処分場が原因で健康被害等が発生した場合については、補償も含めて誠実に対応したいと考えます。	[156-1]	156) 補償とは上限どれくらいを想定しているのか。ひとり？一世帯？誠実に対応とは？他県事例も含めて具体的に。	・補償内容については、その状況によって異なるもので、現時点ではお答えできかねます。
[161]	周知	また、その報告書をよしとした（またはそう指示した？）事業センターは、事業実現のためには周辺住民・米子市民・県民をごまかすというなりふりかまわないやり方である。それは、事業計画書閲覧の土地所有者についての50ページ隠蔽事件がすべてを物語っている。数年前、プラント工業が事業主体だった時に事業センターがクロウズD型を提案していたと新聞記事で読み、その頃は多少住民への配慮をする誠意も感じたが、今にいたっては、周辺住民の反対があるうとも強行に押し進める態度を鑑みて、このまま事業計画を進めてしまうともっと重大な問題に発展していく様に思えてならない。 つまり計画段階での調査の不足不備、分析内容やデータのごまかしや隠蔽、トラブルの想定が甘さにより問題が起きた時点での対処の不備と責任のなすりあい、結果、周辺住民だけが日常生活を奪われ、経済的に苦しみ、健康を損なわれまたは健康被害の不安につきまとわれ、不幸になる。	・事業実施にあたっては条例手続前から地元自治会等に対し事前説明会を開催し、資料を配付するなど、丁寧な対応に努めてきたところであり、センターとしてこれまでごまかしや隠蔽を行ったことはありません。 ・事業計画書の縦覧にあたっては、県とも相談の上でプライバシー保護の観点から個人情報が含まれる土地関係書類を除外して縦覧したもので、縦覧した事業計画書には土地関係書類を除外していることが判るよう、見出しを残した上で除外理由を記載していました。その後、県から助言があったことから県・市の所有地部分については追加で縦覧を行っています。 ・当処分場の設置にあたっては、国基準を上回る施設・設備を設置し、適切な維持管理を継続することにより、周辺の生活環境に支障が生じないように運営していくこととします。更に、県としても定期的に法令に基づく立入検査や水質調査を実施し、厳格に監視・指導をされる予定であることを確認しています。 ・また、地元自治会とは環境保全に関する措置や保全目標などについて文書で約束する環境保全協定を、県や米子市を立会人として締結させていただきたいと考えています。	[161-1]	161) 県からの助言の前に住民からの指摘があったから慌てて県に相談したのでしょうか？個人情報に塗りつぶしてよいし、県・市の土地はあなたがたのものではなくて、県民市民の共有財産でしょう。個人のプライバシーとか言って論点すりかえて共有財産が市民の目に触れないように存在を隠蔽したかったのでしょうか？市民が反対しているのに知事や市長が私物のように勝手に事業者に貸したりしたら問題になるのでは？憲法違反？環境保全協定ですか？その協定とやらも簡単に変えられるそうじゃないですか？自治会には地域の有力者にアメを与えて代表者に圧力をかければ簡単に同意しますよね。この度の〇〇自治会や##自治会みたいに。	・事業計画書の縦覧にあたり、土地関係書類を除外していた件については、見解書[161]第2段のとおりです。 ・環境保全協定の変更については、見解書[167]前段のとおり当事者の合意が無ければ変更することはできないものです。
[162]	周知	【S.No.2】1. 事業センターは、鳥取県へ提出した「事業計画書」とH29年1月13日に縦覧に供した「事業計画書」とは異なっており(約50頁の土地関連資料の添付なし)、この計画地に旧淀江の公有地(現米子市の市有地)が約50%あるのに、その事実を隠蔽する意図があったものと思います(H29年2月27日に県の課長が再説明し再確認)。これまで、事業センター・県は環境プラントに助言・補佐を行いながら「事業計画書(案)」を作成している。これには、市有地・県有地・私有地(個人情報に墨塗り)で表示していた。これは「事業計画書」の変更であると住民側の見解である。しかし、鳥取県の説明では「追加であり変更でない」との見解である。2月4日に追加作業を完了したとの説明があったが、既に自治会住民への説明を完了している。従って、瑕疵ある「事業計画書」なので周知広告からやり直す必要がある。	・事業計画書の縦覧にあたり土地関係書類を除外していた件については、[161]第2段の回答のとおりであり、事業計画書に瑕疵があったとは考えていません。 ・今回の措置は、鳥取県廃棄物処理施設設置手続条例第21条で規定されている事業計画の変更には該当しないため、改めて当該条例上の手続を経る必要がないことを県に確認しています。 ・なお、2月27日に県の担当課長が説明された内容を県に確認したところ、内容は上記と同じであったとのことでした。	[162-1]	1. 意見書(1)に記載したような意図があったことは下記の説明より明白である。大地権者の米子市の承認もなく(H29/6/29現在)、事業計画を推進してきたセンターが、産廃計画地は一般廃棄物第Ⅲ期地内の市有地(約50%)であり、これを意図的に隠蔽行ったと判断せざるを得ない。センターの指導のもと環境プラントがH26年3月に作成した「事業計画書」、また補助金事業以前のH22年6月作成の「事業計画書」にも、鳥取県・米子市の公有地の記載はある。	・事業計画書の縦覧にあたり、土地関係書類を除外していた件については、見解書[161]第2段のとおりです。
[163]	周知	【S.No.2】2. H29年1月18日に鳥取県知事宛てにて「淀江産廃新聞広告に関する要請について(お願い)」にて、要請していますが、H29年2月7日(火)15:00~17:00の説明会の設定である。この設定では、関係住民の多くは勤務を休み参加しなければならぬので、変更を要請しました。実際には約600名収容可能な“さなめホール”、傍聴者のことは広告になかったが約100名収容の傍聴部屋に説明会の様子の映像装置を設置し、多数の参加者を想定したのでしょうか。しかし、参加者は2名(1名は関係住民でない、傍聴者が確認済み)のみで、傍聴者は5名、事業センター・県の説明側は多分15~16名。多分、事業センターは周知広告を丁寧に行われた結果が、関係住民1名の参加のみであった。周知広告を丁寧に行ったとは言い難い事実である。	・2月7日に開催した説明会の日時設定については、主な対象者である周辺区域に事務所又は事業所を有する方や周辺区域の農業者の方の参加しやすさを考慮し決定したものです。 ・説明会の開催については、地域の公民館や米子市役所、米子市役所淀江支所などに広告書を掲示することともに、新聞にも広告を掲載しました。また、周辺地域に事務所又は事業所を有する方や、周辺地域に居住する方に対しては個別に開催のお知らせを郵送しました。さらに、センターのホームページにも広告書を掲載しており、丁寧な周知を行ったものと考えています。	[163-1]	2. 周知計画を丁寧に緻密に、関係者への広告を実施したが、結果は関係住民1名、傍聴者5名、事業センター・県の説明側は多分15~16名。事業センターは周知広告を丁寧に行われた結果が、関係住民1名の参加のみであった。周知広告を丁寧に行ったとは言い難い事実である。 意見書(2)に対する見解書(2)をセンターは作成されますが、その見解書に対する説明会の開催を要求します。関係自治会だけでなく意見書作成者、興味ある自治会関係者への見解書の説明をぜひとも要求するものです。 鳥取県知事への要請ですが、見解書の説明会の開催を是非ともセンター理事長へ指示して頂くことを要請いたします。	・2月7日の説明会の周知については見解書[163]のとおりです。 ・センターの考え方は、説明会や見解書及び本再見解書で示したとおりであり、再見解書の説明会の開催までは考えていません。 ・県に対する御意見は県にお伝えしました。

見解書番号	分類	意見	見解	再見解書番号	再意見	再見解
[164]	周知	【S.No.2】3. 「さなめホール」にて先月2月7日(火)に説明会を受けるべき関係住民は、6自治会住民とは異なり、この日が初めての事業センターによる説明である。1回のみ説明機会であった。とても丁寧な周知計画であったとは言えない。事業センターは関係住民が多数参加されることを予測し、約600名収容可能な立派な大ホールまで準備し、周到なる準備を行ったはずであった。しかし結果として関係住民1名のみ参加であったのが事実であり、また「⑩土地関係書類」の瑕疵もあったので、この県条例手続きは中止し周知広告からやり直す必要がある。	・当日、都合により説明会に参加できない方も事業計画の内容を確認いただけるよう、地域の公民館や米子市役所、米子市淀江庁舎などで事業計画書を縦覧していました。 ・また、より多くの方に計画を知っていただけるよう、当センターのホームページにも事業計画書、説明会資料を掲載し周知を図っています。 ・事業計画書の縦覧にあたり、土地関係書類を除外していた件については、【161】第2段で回答したとおりです。	[164-1]	3. センターは多数の縦覧箇所があれば、その説明会は不要であると言わなければである。特にこの2月7日の説明会は、関係自治体地区の事務所・事業所の所有者、農業従事者にただ新聞広告、センターのホームページ、縦覧箇所での縦覧のみが周知計画としている。 4. 意見書(1)S.No2(1)と同じで、除外していたのではなく、意図的に隠蔽・除外していたと判断せざるを得ない。何故、除外(センターの使用用語)したのか、その理由を求めます。県からの助言を受け入れ、除外部分を追加した。除外するのも県からの指導で行ったのか?何故センターが事業主体者であるので「事業計画書」に追加としたのか?この2点の説明を求めます。	・2月7日の説明会の周知については見解書【163】のとおりです。 ・事業計画書の縦覧にあたり、土地関係書類を除外していた件については、見解書【161】第2段のとおりです。
[165]	周知	【S.No.73/⑩-1】・計画面積:公簿地籍番号、公簿面積、実測面積のリストがない。勿論地権者の個人情報は墨塗りでOKだが、このリストは最低限必要である。鳥取県・事業センターが環境プラントを指導し作成した「事業計画書」にも掲載されている。	・【161】第2段と同じ回答です。	[165-1]	1. 意見書の回答となっていない。鳥取県・事業センターが環境プラント・CECを指導し作成したH26年3月作成の「事業計画(案)」には、全体計画地区の「土地関係書類」に公図・公図面積・地権者(個人情報のため個人地権者は墨塗り、公共用地)が記載されていた。また、環境プラントがH22/6月作成の「事業計画書」にも記載されていた。今回は、県に提出した「事業計画書」には土地関係書類が掲載されているが、縦覧に供した「事業計画書」にはその掲載がなかったため、意図的に隠蔽・除外していたと判断せざるを得ない。回答【161】第2段の回答には「県からの助言を受け入れ、除外部分を追加した。」との説明であるが、「除外するのも県からの指導で行ったのでは」と推測せざるを得ない。 2. 縦覧された「事業計画書」と情報公開で入手した「事業計画書」には大きく違うことが判明した。縦覧図書には公有地及びその扱いについて記載せず、⑩「土地関係書類」の約50頁が掲載していなかった(多分、意図的に未掲載としたと推察される)。公有財産について一般市民へ知らせるべき義務を怠ったことになる。また、一廃処分場Ⅲ期計画地の大地権者である米子市の同意も得ることなく(H29年6月現在)、更に旧淀江町との開発計画も無視・違反して、事業計画を推進しているのは常識ではありえないことを県・センター・環境プラントは行っている。 3. 本来ならば、これら⑩「土地関係書類」を再添付し、縦覧告示から実施し、関係自治会・関係住民に補足説明をすべきである。センターの回答を求めます。 4. センターは、環境プラントをどのように指導していたのか。その他に技術的な多数の問題点を住民側及びエイト日技から指摘されているのにも関わらず、全く指導を行っていなかったのか?回答を求めます。	・事業計画書の縦覧にあたり、土地関係書類を除外していた件については、見解書【161】第2段のとおりです。 なお、環境プラントが作成した事業計画(案)は、条例に基づき県に提出されたものではなく、条例に基づく縦覧もされていません。  【参考再回答】 ・開発協定については参考回答書【340】のとおりです。 ・環境プラント工業の事業計画(案)は、事業主体として同社が作成されたもので、センターは必要に応じて同社と協議を行いました。
[166]	周知	【S.No.4】2. 総事業費をみると、新聞報道との大きなひらきがある。H23年にはクローズド型にメリットがあると説明していたが、実際に環境プラントのオープン型の総事業費は事業センターの推奨するクローズド型とほぼ同額となっている。最近の事業センターの自治会住民に対する説明では、クローズド型は建設実績が少ない、また長期間の維持管理の実績がない等々、常にご都合主義でその場限りの説明である。平成20年度以降の建設・計画中のもの約半数はクローズド型である。勿論このクローズド型はここ約15年で急増した。事業センターは、この比較検討のため、エイト日技にH23年8月にクローズド型の報告書を作成させている。ここで、新聞報道された事実と大きくこととなるので、下記報告書も非開示にすることなく開示するべきである。 ①「民間産業廃棄物最終処分場事業計画審査委託業務報告書」(H22/3月) ②「産業廃棄物最終処分場収支検討委託報告書」(H23/3月) クローズド型との比較検討も「事業計画書」の中で実施すべきである。	・事業主体の変更を受けセンターが作成した事業計画書の概要説明や条例手続き前の事前説明においても、クローズド型は建設実績が少ないことや、廃止事例が無いことは説明してきていますし、ご質問に対して、最近整備された産業廃棄物管理型最終処分場はオープン型、クローズド型が概ね同数であることを説明しており、その場限りの説明ではありません。 ・センターの文書開示については、請求された文書について、センターの規定に照らし開示・非開示等を決定しており、今後も適切に運用します。 ・事業計画書は、鳥取県産業廃棄物処理施設設置手続条例の規定に基づき、センターが設置しようとしている処分場の事業内容等を記載するものであることから、クローズド型との比較検討の記載は必要ないと考えます。	[166-1]	2. 事業センターは、H23年にはクローズド型にメリットがあると推奨していた。H24/1/26付の日本海新聞の記名記事によれば、事業センターの推奨する「クローズド型」を、環境プラントは「オープン型」を提案した。事業センターは総合判断にて「クローズド型」を提案し、両者は譲らず、一時は物別れとなって再び頓挫する様相を見せていたが、経費を当初計画より数十億円圧縮したので、環境プラントの「オープン型」に決定した。この事実が左記の2報告書の開示を請求したが、非開示となった。この両報告書結果に基づき、日本海新聞への情報提供となり、数十億が圧縮された事実が明確となる。非開示にする理由は全くない。報道機関へ都合の良いように情報を流し、情報操作をおこなっているのか?何故、開示できない理由があるのか?再度、強く情報開示を求めます。	・文書の開示については、見解書【166】中段のとおりセンターの規程に基づき適切に対応しています。

見解書 番号	分類	意見	見解	再見解書 番号	再意見	再見解
				[166-2]	<p>166) クローズド型はこれまでの各地での処分場計画への住民の反対理由から学んだことから企業が開発した限りなくゼロリスクにするためのシステムだと考えられる。従ってこれから処分場建設に向かう地域では住民への理解を求めるためにも必ず重要な検討課題として取り上げられるシステムである。それを建設実績が少ないこと、廃止事例が無いことという消極的理由で汚染リスク（雨水の流入、汚染物質の大気への拡散、廃水処理、排水放流による水質汚染、騒音、臭気拡散など）の高いオープン型に固執するのは、そもそもはじめに手を挙げた環境プラント工業にクローズド型という最新システムをすすめるための技術もノウハウも無く、ただ行政関係の事業から入る補助金という名前の「枯れない泉（税金）」の計画を手放さないための理由にすぎないのではないか。住民の反対運動が激化して事業化がどんどん先延ばしになり補助金ではロスがでてきたために事業主体をセンターに押しつけて（計画までの調査費等を県からの借金をさせるためでしょう）実質的な工事や管理のみ請け負うことで損をしない、税金から長期間安定的に利益をむしり取るシステムづくりだけが目的の事業だから、事業計画自体を「自分たちのレベルに引き下げた」ものにしたと考えられる。センターも環境プラント工業に下りられては困る（計画地の確保が県の一番の課題だったから）ので突然の事業主体の変更をした・・・ということだろう。環境問題意識がどんどん高くなっている21世紀の今、前世紀のシステムを最新式だと言って建設しようとするば永久的に残る平井知事の失政記念碑になることは間違い無い。参照：鹿島建設株式会社HP・クローズドシステム処分場</p>	<p>・当処分場がオープン型を選択した理由は見解書〔6〕前段・中段のとおりです。</p> <p>【参考再回答】</p> <p>・事業主体の変更については参考回答書〔301〕のとおりです。</p>
[167]	環境 保全 協定	<p>5 住民も参画しての協定書を締結するとありますが、この協定書の信頼性はどの程度ですか。現在の一般廃棄物処理場の協定書については当事者間で同意されれば変更できるものと言って（何度も言われましたね）協定書を軽んじておられました。一般の概念では協定書の変更をして計画に取り組む順番と思いますが、一般常識は通じないのですか。</p>	<p>・センターと地元自治会との間で当処分場に係る環境保全に関する措置などを環境保全協定として締結したいと考えています。締結には県や米子市も立ち会っていただきたいと考えています。よって、当事者である地元自治会とセンターの合意がない限りは変更することは出来ないものです。</p> <p>・一般廃棄物処分場に係る協定については、当事者である環境プラント工業と米子市の合意があれば変更できるものと考えています。米子市の意向も踏まえ、事業計画を十分説明し、条例手続きの状況を見ながら協定の変更をお願いしたいと考えているところであり、一般的な手順であると考えています。</p>			